

目 次

規 則

- 市長の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則（第1号）
..... 2
- 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（第2号）
..... 2
- 秋田市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規則等を廃止する規則（第3号）
..... 3
- 秋田市中小企業融資あっせん条例施行規則の一部を改正する規則（第4号）
..... 3
- 秋田市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則（第5号）
..... 3
- 秋田市上下水道事業管理者に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則（第6号）
..... 3

教 委 規 則

- 秋田市文化会館管理運営規則の一部を改正する規則（第1号）
..... 3

訓 令

- 秋田市副市長事務分掌規程の一部を改正する訓令（第1号）
..... 4

告 示

- 国民健康保険税督促状の公示送達について（第18号）
..... 4
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の取消しについて（第19号）
..... 4
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（第20号）
..... 4
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第21号）
..... 4
- 現金取扱員への再委任について（第22号）
..... 4
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第23号）
..... 5
- 放置自転車等の撤去および保管について（第24号）
..... 5
- 生活保護法による介護機関の指定および変更について（第25号）
..... 5
- 国民健康保険税納税通知書の公示送達について（第26号）
..... 5
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第27号）
..... 6
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第28号）
..... 6
- 生活保護法による医療機関の指定および廃止について（第29号）
..... 6
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第30号）
..... 6
- 地縁による団体の認可について（第31号）
..... 6
- 市議会定例会の招集について（第32号）
..... 7

- 専決処分した予算およびその要領について（第33号）
..... 7
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第34号）
..... 7
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第35号）
..... 8
- 放置自転車等の撤去および保管について（第36号）
..... 8
- 介護保険料納入通知書および督促状の公示送達について（第37号）
..... 8
- 認可地縁団体の告示事項の変更について（第38号）
..... 8

教 委 告 示

- 秋田市立小、中学校通学区区域の一部改正について（第3号）
..... 8
- 教育委員会定例会の招集について（第4号）
..... 9
- 教育委員会臨時会の招集について（第5号）
..... 9

選 管 告 示

- 平成22年1月1日現在で調製した秋田市農業委員会委員選挙人名簿の縦覧について（第1号）
..... 9
- 平成22年3月1日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面ならびに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を経由した領事官の名称、最終住所、生年月日を記載した書面の縦覧について（第2号）
..... 9

農 委 告 示

- 農業委員会の招集について（第3号）
..... 9

上下水道局告示

- 指定給水装置工事事業者の廃止について（第7号）
..... 9
- 指定給水装置工事事業者の廃止について（第8号）
..... 9
- 指定給水装置工事事業者の休止について（第9号）
..... 10
- 指定給水装置工事事業者の休止について（第10号）
..... 10
- 指定排水設備工事事業者の休止について（第11号）
..... 10
- 指定給水装置工事事業者の廃止について（第12号）
..... 10

公 告

- 秋田市立雄和中学校の改築に関する基本・実施設計業務委託について
..... 10
- 入札参加希望者の公募について
..... 11
- 秋田公立美術工芸短期大学2010年版大学案内パンフレット制作委託業務の公募型プロポーザルの実施について
..... 12
- ジフテリア、百日せき、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風および結核の予防接種について
..... 13
- 差押財産の公売について
..... 13
- 土地区画整理事業の終了の認可について
..... 13
- 入札参加希望者の公募について
..... 14
- ジフテリア、百日せき、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風お

よび結核の予防接種について……………	15
○入札参加希望者の公募について……………	15
○入札参加希望者の公募について……………	16
○入札参加希望者の公募について……………	17
○入札参加希望者の公募について……………	18
○入札参加希望者の公募について……………	19
○入札参加希望者の公募について……………	20
○入札参加希望者の公募について……………	21
○入札参加希望者の公募について……………	22
○入札参加希望者の公募について……………	23
○入札参加希望者の公募について……………	24
○入札参加希望者の公募について……………	25
○入札参加希望者の公募について……………	26
○入札参加希望者の公募について……………	27
○入札参加希望者の公募について……………	28
○入札参加希望者の公募について……………	29
○連担建築物設計制度による一団の土地の区域内の建築物の認定 について……………	30
○入札参加希望者の公募について……………	30
○公募型指名競争入札の執行について……………	31
○建築基準法による道路の指定について……………	32
○公募型指名競争入札の執行について……………	32
○入札参加希望者の公募について……………	33
○入札参加希望者の公募について……………	34
○入札参加希望者の公募について……………	35
○入札参加希望者の公募について……………	36
○入札参加希望者の公募について……………	37
○都市計画の変更について……………	38
○都市計画の変更について……………	39
○都市計画の変更について……………	39
○都市計画の変更について……………	39
○入札参加希望者の公募について……………	39
○入札参加希望者の公募について……………	40
○入札参加希望者の公募について……………	42
○入札参加希望者の公募について……………	43
○中通一丁目地区第一種市街地再開発事業の施行地区及び設計の 概要を表示する図書の縦覧について……………	44
○土地区画整理事業の事業計画の変更の認可について……………	44
○入札参加希望者の公募について……………	45
○入札参加希望者の公募について……………	46
○秋田農業振興地域整備計画の変更について……………	47
○入札参加希望者の公募について……………	47
○入札参加希望者の公募について……………	48
○入札参加希望者の公募について……………	49
○入札参加希望者の公募について……………	49
○入札参加希望者の公募について……………	50
○入札参加希望者の公募について……………	51
○入札参加希望者の公募について……………	52
○公募型指名競争入札の執行について……………	53

上下水道局公告

○一般競争入札の執行について……………	53
○入札参加希望者の公募について……………	54
○一般競争入札の執行について……………	55
○一般競争入札の執行について……………	57

○入札参加希望者の公募について……………	58
○入札参加希望者の公募について……………	59
○入札参加希望者の公募について……………	60
○入札参加希望者の公募について……………	61
○一般競争入札の執行について……………	62
○一般競争入札の執行について……………	63
○一般競争入札の執行について……………	64
○一般競争入札の執行について……………	66
○一般競争入札の執行について……………	67
○受益者負担金の賦課対象区域について……………	68

土地開発公社公告

○秋田市土地開発公社理事会の招集について（第 2 号）……………	68
----------------------------------	----

規 則

市長の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成22年 2 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第 1 号

市長の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則
市長の職務代理者を定める規則（平成 3 年秋田市規則第 7 号）
の一部を次のように改正する。

第 2 条中「飯塚副市長」を「石井副市長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規
則をここに公布する。

平成22年 2 月17日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第 2 号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正す
る規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年秋田市規
則第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第15中

獣医師	大学 6 卒	2 級 9 号俸	を
	大 学 卒	2 級 1 号俸	

獣医師	大学 6 卒	2 級13号俸	に
-----	--------	---------	---

改める。

別表第18のウの表中

34	を	33	に改める。
35		34	
36		34	
37		35	
37		35	
38		36	
38		36	
39		37	

39
40

38
39

附 則

この附則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

秋田市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規則等を廃止する規則をここに公布する。

平成22年 2 月17日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第 3 号

秋田市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規則等を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 秋田市農業集落排水事業分担金徴収条例施行規則（昭和60年秋田市規則第18号）
- (2) 秋田市農業集落排水施設条例施行規則（平成元年秋田市規則第 7 号）
- (3) 秋田市個別排水処理施設条例施行規則（平成16年秋田市規則第68号）
- (4) 秋田市個別排水処理施設整備事業分担金徴収条例施行規則（平成16年秋田市規則第69号）
- (5) 秋田市個別排水処理施設水洗便所改造資金融資あっせん規則（平成19年秋田市規則第23号）

附 則

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

秋田市中小企業融資あっせん条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 2 月17日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第 4 号

秋田市中小企業融資あっせん条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市中小企業融資あっせん条例施行規則（平成 7 年秋田市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項（見出しを含む。）中「平成22年 3 月31日」を「平成23年 3 月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 2 月17日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第 5 号

秋田市商工業振興条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市商工業振興条例施行規則（昭和58年秋田市規則第15号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「用地取得面積が」を削り、「で、土地取得後」を「の市が特定する団地等を取得後」に、「平成22年 3 月末日」を「平成24年 3 月末日」に、「次の区分による」を「投下固定資産総額および常時使用する従業員の数に応じ別表に規定する用地取得助成金交付率算定表により求めた用地取得助成金交付率を用地取得価格に乗じて計算した金額に相当する」に改め、

同号アおよびイを削り、同項第 2 号中「新エネルギー施設」を「新エネルギー設備」に、「省エネルギー施設」を「省エネルギー設備」に改め、同項第 3 号から第 5 号までの規定中「平成22年 3 月末日」を「平成24年 3 月末日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市上下水道事業管理者に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 2 月17日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第 6 号

秋田市上下水道事業管理者に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則

秋田市上下水道事業管理者に対する事務委任に関する規則（平成元年秋田市規則第33号）の一部を次のように改正する。

本則中第 1 号から第 7 号までを削り、第 8 号を第 1 号とし、第 9 号から第15号までを削る。

附 則

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

教 委 規 則

秋田市文化会館管理運営規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年 2 月19日

秋田市教育委員会

委員長 菊 地 重 昭

秋田市教委規則第 1 号

秋田市文化会館管理運営規則の一部を改正する規則

秋田市文化会館管理運営規則（昭和61年秋田市教委規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条各号を削り、同条に次の表を加える。

区 分	休 館 日
大ホールおよび小ホール（以下「大・小ホール」という。）	(1) 火曜日 (2) 12月29日から翌年の 1 月 3 日までの日
会議室、練習室、リハーサル室および展示ホール	12月29日から翌年の 1 月 3 日までの日

第 4 条第 1 項各号を削り、同項に次の表を加える。

区 分	期間
大・小ホール、会議室、練習室およびリハーサル室	3 日間
展示ホール	14日間

第 5 条第 3 項の表中「施設区分」を「区分」に改め、「楽屋」を削る。

第 7 条第 1 項中「繰り上げしよう」を「繰上げしよう」に、「までに」を「までに、」に、「許可書を添えて」を「に許可書を添えて教育委員会に」に改める。

第 8 条の見出しを「(使用の取消し)」に改め、同条第 1 項の表中「その他の施設」を「会議室、練習室、リハーサル室および展示ホール」に改める。

附 則
この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

訓 令

秋田市訓令第 1 号

序 中 一 般
関 係 各 所

秋田市副市長事務分掌規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年 2 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市副市長事務分掌規程の一部を改正する訓令
秋田市副市長事務分掌規程（平成14年秋田市訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号および第 3 条中「飯塚副市長」を「石井副市長」に改める。

附 則

（施行期日）

- この訓令は、公布の日から施行する。
（秋田市能力開発委員会規程の一部改正）
- 秋田市能力開発委員会規程（平成 3 年秋田市訓令第 6 号）の一部を次のように改正する。
第 3 条第 2 項中「飯塚副市長」を「石井副市長」に改める。

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

指定年月日および 指定番号	名 称	所 在 地	開 設 者	指定取消し年月日 およびその理由
平成18年 6 月 1 日 第33号	広小路薬局	秋田市千秋久保田町 3 番18号	株式会社広面薬局 代表取締役 古室 清	平成22年 1 月31日 廃止

秋田市告示第20号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第 1 項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定したので、同法第69条の規定により告示する。

平成22年 2 月 2 日

秋田市長 穂 積 志

指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

担当する医療の種類：薬局

名 称	所 在 地	指 定 年月日
清 薬 堂 ヒロコージ薬局	秋田市千秋久保田町 3 番18 号	平成22年 2 月 1 日

秋田市告示第21号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成22年 2 月 3 日

秋田市長 穂 積 志

- 変更があった認可地縁団体の名称
新大張野町内会
- 認可年月日

告 示

秋田市告示第18号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 第 1 項の規定により公示送達する。

なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成22年 2 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

- 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 送達する書類
平成21年度第 2 期および 5 期国民健康保険税督促状

秋田市告示第19号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第 1 項の規定による、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり取消したので、同法第69条の規定により告示する。

平成22年 2 月 2 日

秋田市長 穂 積 志

平成11年 4 月26日

- 変更があった事項およびその内容
区域
変更前 本会の区域は、秋田市河辺大張野字道ノ下（一部）、秋田市河辺大張野字水口沢（一部）の区域とする。
変更後 本会の区域は、秋田市河辺大張野字道ノ下204番地から326番地までの区域および同市河辺大張野字水口沢212番地 2 の区域とする。

主たる事務所

変更前 秋田市河辺大張野字道ノ下302番地
変更後 秋田市河辺大張野字道ノ下330番地 2

- 変更年月日
平成22年 1 月10日
- 変更の理由
区域の変更および主たる事務所の変更による。

秋田市告示第22号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第 4 項の規定に基づき、会計管理者をして会計管理者の権限に属する事務のうち次のものについては、次に掲げる現金取扱員に出納員から再委任させたので、同項の規定により告示する。

平成22年 2 月 5 日

秋田市長 穂 積 志
出納員から現金取扱員への再委任

委 任 する 出 納 員	委任を受ける 現金取扱員	委 任 事 務
菅原 清	小坂 勉	土崎公民館の使用料、土崎 体育館および附属地の使用 料の収納に関する事務。夜 間照明設備使用料の収納に 関する事務

秋田市告示第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第10項の規定
により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成22年 2 月 5 日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
平沢自治会
- 2 認可年月日
平成11年11月 2 日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名および住所
変更前 牧 野 和 弘
秋田市雄和平沢字中嶋17番地 1
変更後 牧 野 正 則
秋田市雄和平沢字大部67番地
- 4 変更年月日
平成21年12月20日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第24号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例
第28号）第10条第 1 項および第 3 項の規定に基づき、自転車等放
置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自
転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第 1 項
の規定により告示する。

平成22年 2 月 5 日

秋田市長 穂 積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等
 - (1) 放置されていた場所および台数
ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車
等放置規制区域 4 台
イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車
等放置規制区域 2 台
 - (2) 撤去し、保管した年月日
平成22年 1 月22日から平成22年 1 月30日まで
 - (3) 返還を行う時間および場所
ア 時間 午前10時から午後 7 時まで
イ 場所 秋田市東通仲町 4 番 3 号（秋田駅東自転車等駐車
場内） 秋田市自転車等保管所
 - (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成22年 2 月19日から平成22年 8 月19日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還
申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の

利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

- 3 所有権の帰属
この告示に係る自転車等で、告示後 6 か月を経過しても利用
者等の引取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。
- 4 問い合わせ先
秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市市民生活部生活総務課 電話866－2035
秋田市東通仲町 4 番 3 号
秋田市自転車等保管所 電話834－6497

秋田市告示第25号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の 2 第 1 項および
同条第 4 項において準用する同法第50条の 2 （中国残留邦人等の
円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平
成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例による場合を含
む。以下同じ。）の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付
のための介護を担当させる機関を次のとおり指定および変更した
ので、同法第55条の 2 の規定により告示する。

平成22年 2 月 5 日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
山岸クリニック	秋田市大住四丁目12番47号	平成21年 11月 1 日
グループホーム ソフトハンド茨島	秋田市茨島四丁目 1 番 6 号	平成21年 11月 1 日
外旭川サテライト ク リ ニ ッ ク	秋田市外旭川字中谷地46番 地	平成21年 11月10日
大 住 調 剤 薬 局	秋田市大住四丁目12番51号	平成21年 11月 1 日
ひ が し 稲 庭 ク リ ニ ッ ク	秋田市下北手松崎字岩瀬124 番地	平成21年 10月24日
デ イ サ ー ビ ス センターミナミ	秋田市新屋松美が丘南町19 番 8 号	平成21年 11月 1 日
茶 話 本 舗 デ イ サービス御野場	秋田市御野場新町一丁目18 番 1 号	平成21年 12月15日

2 変更

名 称	変更事項（名称・所在地）		変 更 年月日
	変更前	変更後	
バリア フリー アート	有限会社インテリ ア・バリアフリー アート 秋田市新屋北浜町 2 番34号	バリアフリーアー ト 秋田市川尻御休町 3 番 2 号	平成21年 10月 1 日

秋田市告示第26号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送
達できなかったので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条
の 2 第 1 項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送
達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成22年 2 月 8 日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成21年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。
平成22年 2 月 8 日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
畑谷町内会
- 2 認可年月日
平成 6 年12月26日
- 3 変更があった事項およびその内容
区域

変更前 この会は、秋田市河辺畑谷字大又、字中村、字丸山の区域に住所を有する者をもって構成する。

変更後 この会は、秋田市河辺畑谷字大又、同市河辺畑谷字中村および同市河辺畑谷字丸山の区域に住所を有する者をもって構成する。

- 4 変更年月日
平成22年 1 月17日
- 5 変更の理由
住所等の表示の変更による。

秋田市告示第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。
平成22年 2 月10日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
寺田町内会
- 2 認可年月日
平成19年 7 月26日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所

変更前 山 上 義 昭

秋田市河辺三内字寺田 1 番地

変更後 山 上 幸 男

秋田市河辺三内字寺田20番地

- 4 変更年月日
平成22年 1 月 7 日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第29号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成22年 2 月10日

秋田市長 穂 積 志

1 指定

名 称	所 在 地	指 定 年月日
医療法人正和会 五十嵐記念病院	秋田市土崎港中央一丁目17 番23号	平成21年 12月 1 日

2 廃止

名 称	所 在 地	廃 止 年月日
医療法人明光会 五十嵐記念病院	秋田市土崎港中央一丁目17 番23号	平成21年 11月30日
メイプル薬局	秋田市泉馬場14番10号	平成21年 5 月31日
稲葉小児科医院	秋田市旭北栄町 1 番21号	平成21年 12月31日

秋田市告示第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。
平成22年 2 月10日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
台町内会
- 2 認可年月日
平成 9 年 2 月12日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所

変更前 石 塚 英 武

秋田市河辺岩見字鍛冶屋敷26番地

変更後 三 浦 正 信

秋田市河辺岩見字曲田18番地 1

- 4 変更年月日
平成22年 1 月 1 日
- 5 変更の理由
役員改選による。

秋田市告示第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第 1 項の規定により、地縁による団体の認可をしたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

平成22年 2 月15日

秋田市長 穂 積 志

- 1 名称
山根町内会
- 2 規約に定める目的
本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持および形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会施設の維持管理

3 区域

本会の区域は、秋田市河辺諸井字山根24番地から137番地25、同市河辺諸井字後野中島174番地 2 から268番地 2、同市河辺高岡字蟹沢 4 番地 4 および同市河辺高岡字川原田150番地から156

- 番地までの区域とする。
- 4 主たる事務所
秋田市河辺諸井字後野中島263番地 1
- 5 代表者の氏名及び住所
渡 部 与 市
秋田市河辺諸井字山根137番地24
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無
なし
- 7 代理人の有無
なし
- 8 規約に定める解散の事由
本会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。
- 9 認可年月日
平成22年 2 月15日

秋田市告示第32号
平成22年 2 月24日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。
平成22年 2 月17日
秋田市長 穂 積 志

秋田市告示第33号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定に基づき専決処分した予算およびその要領は、別紙のとおりである。
平成22年 2 月17日
秋田市長 穂 積 志
専決第 1 号
専 決 処 分 書
平成21年度秋田市一般会計補正予算（第 8 号）の件
上記の件は、次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定に基づき専決処分する。
平成22年 1 月 5 日
秋田市長 穂 積 志
平成21年度秋田市一般会計補正予算（第 8 号）
平成21年度秋田市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）
第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ119,613,100千円とする。
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
11 地方交付税		21,229,622	400,000	21,629,622
	1 地方交付税	21,229,622	400,000	21,629,622
歳 入 合 計		119,213,100	400,000	119,613,100

歳 出 (単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
8 土 木 費		18,015,425	400,000	18,415,425
	2 道路橋りょう費	4,163,763	400,000	4,563,763
歳 出 合 計		119,213,100	400,000	119,613,100

秋田市告示第34号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。
平成22年 2 月19日
秋田市長 穂 積 志
1 変更があった認可地縁団体の名称
高岡町内会
2 認可年月日
平成11年 4 月12日
3 変更があった事項およびその内容

主たる事務所
変更前 秋田市河辺高岡字河原田下段415番地
変更後 秋田市河辺高岡字河原田下段482番地 4
代表者の氏名及び住所
変更前 中 村 幸 光
秋田市河辺高岡字河原田下段415番地
変更後 佐々木 達 吉
秋田市河辺高岡字川原田37番地
4 変更年月日
平成22年 1 月17日
5 変更の理由

事務所の変更および役員改選による。

秋田市告示第35号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成22年 2 月22日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
飛沢町内会
- 2 認可年月日
平成20年 2 月 1 日
- 3 変更があった事項およびその内容
主たる事務所

変更前 秋田市河辺三内字飛沢下段11番地10

変更後 秋田市河辺三内字飛沢上段39番地 7

代表者の氏名及び住所

変更前 鈴 木 政 紀

秋田市河辺三内字飛沢下段11番地10

変更後 小野寺 教 良

秋田市河辺三内字飛沢上段53番地 1

- 4 変更年月日
平成22年 1 月16日
- 5 変更の理由
事務所の変更および役員改選による。

秋田市告示第36号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第 1 項および第 3 項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第 1 項の規定により告示する。

平成22年 2 月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等
 - (1) 放置されていた場所および台数
ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 10台
イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1 台
ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 1 台
 - (2) 撤去し、保管した年月日
平成22年 2 月 3 日から平成22年 2 月15日まで
 - (3) 返還を行う時間および場所
ア 時間 午前10時から午後 7 時まで
イ 場所 秋田市東通仲町 4 番 3 号（秋田駅東自転車等駐車場内） 秋田市自転車等保管所
 - (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
平成22年 3 月11日から平成22年 9 月11日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属
この告示に係る自転車等で、告示後 6 か月を経過しても利用

者等の引取りがないものについての所有権は、本市に帰属する。

4 問い合わせ先

秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市市民生活部生活総務課 電話866－2035

秋田市東通仲町 4 番 3 号

秋田市自転車等保管所 電話834－6497

秋田市告示第37号

次の介護保険料納入通知書および督促状は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったので、介護保険法（平成 9 年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の 2 第 1 項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書および督促状は、福祉保健部介護・高齢福祉課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

平成22年 2 月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類
平成21年度介護保険料納入通知書
平成21年度介護保険料督促状

秋田市告示第38号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の 2 第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

平成22年 2 月26日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
前田町内会
- 2 認可年月日
平成 5 年12月22日
- 3 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 長久保 克 朗
秋田市河辺北野田高屋字前田168番地
変更後 熊 谷 宣 孝
秋田市河辺北野田高屋字前田46番地
- 4 変更年月日
平成22年 2 月 7 日
- 5 変更の理由
役員改選による。

教 委 告 示

秋田市教委告示第 3 号

秋田市立小、中学校通学区域の一部を次のように改正する。

平成22年 2 月 2 日

秋田市教育委員会

委員長 菊 地 重 昭

秋田市立小、中学校通学区域の一部を次のように改正する。

秋田市立小学校通学区域表の下新城小学校の表に次のように加える。

金足片田字	イカリ、鳩坂、荻又、コフラケ、駒込、杉沢、竹原、野添、野尻、深田、山崎、待入、松ノ木、横関
金足黒川字	阿彦沢、後田、内畑、馬込、沖川端、小敷沢、カウラ沢、カマフタ、上ノ山、黒川、黒川山、小草生津、逆川、猿田沢、背負越前沢、轄町、高ス沢、堂田、苗代沢、八森沢、櫃森、深田、フシキ沢、女夫沢
金足高岡字	井内沢、稲荷林、大面、大下、大フケ、金ヶ崎、古館、沢見、袖里、中田、二本松、細田、猪沢、八幡田、横関、大フケ谷地
金足吉田字	浅田、イカリ、小沢、捨り沢、羽中、深田、松ノ下、宮田、吉田尻

秋田市立小学校通学区区域表の金足東小学校の表を削る。
附 則
施行期日は、平成22年 4 月 1 日とする。

秋田市教委告示第 4 号

平成22年 2 月19日午後 3 時秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会定例会を招集する。
平成22年 2 月12日

秋田市教育委員会
委員長 菊 地 重 昭

付議案件

- 1 秋田市文化会館管理運営規則の一部を改正する件
- 2 秋田市指定文化財の指定に関する件

秋田市教委告示第 5 号

平成22年 3 月 4 日午後 5 時秋田市教育委員会教育委員会室に教育委員会臨時会を招集する。
平成22年 2 月26日

秋田市教育委員会
委員長 菊 地 重 昭

付議案件

教職員人事異動に関する件

選 管 告 示

秋市選管告示第 1 号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第11条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第 1 項の規定により、平成22年 1 月 1 日現在で調製した秋田市農業委員会委員選挙人名簿を次により縦覧に供する。
平成22年 2 月19日

秋田市選挙管理委員会
委員長 安 井 貞 三

- 1 期間 平成22年 2 月23日から平成22年 3 月 9 日まで
- 2 場所 秋田市山王一丁目 2 番34号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 3 時間 午前 8 時30分から午後 5 時まで

秋市選管告示第 2 号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第 1 項および第30

条の 7 第 1 項の規定に基づき、平成22年 3 月 1 日現在で選挙人名簿に登録した者の氏名、住所および生年月日を記載した書面ならびに在外選挙人名簿に登録した者の氏名、登録申請を経由した領事官の名称、最終住所、生年月日を記載した書面を次により縦覧に供するので、同法第23条第 2 項および第30条の 7 第 2 項の規定により告示する。

平成22年 2 月26日

秋田市選挙管理委員会
委員長 安 井 貞 三

- 1 期間 平成22年 3 月 3 日から平成22年 3 月 7 日まで
- 2 場所 秋田市山王一丁目 2 番34号
秋田市選挙管理委員会事務局
- 3 時間 午前 8 時30分から午後 5 時まで

農 委 告 示

秋田市農委告示第 3 号

平成22年 2 月17日午後 2 時秋田市河辺市民センターに秋田市農業委員会総会を招集する。
平成22年 2 月10日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件（ 5 件）
- 2 農地法第 5 条の規定による許可申請に関する件（ 2 件）
- 3 農用地利用集積計画（平成21年度第10号）に関する件

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第 7 号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の 7 の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止をしたので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第 2 号）第 8 条の 3 第 2 号の規定により告示する。

平成22年 2 月 1 日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 1 指定給水装置工事事業者の廃止

指定工事事業者	代表者	所 在 地
ラ イ フ 住 設 サ ー ビ ス	高田 弘	秋田市旭川新藤田西町 9 番 12号

- 2 廃止年月日
平成21年 1 月23日

秋田市上下水道局告示第 8 号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の 7 の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止をしたので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第 2 号）第 8 条の 3 第 2 号の規定により告示する。

平成22年 2 月 2 日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 1 指定給水装置工事事業者の廃止

指定工事事業者	代表者	所 在 地
タカダ企画工業	高田 一宏	秋田市保戸野中町 3 番 3 - 403号

- 2 廃止年月日
平成21年 1 月28日

秋田市上下水道局告示第 9 号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の 7 の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の休止をしたので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第 2 号）第 8 条の 3 第 2 号の規定により告示する。

平成22年 2 月 3 日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 1 指定給水装置工事事業者の休止

指定工事事業者	代表者	所 在 地
株 式 会 社 村 上 商 店	村上 直樹	秋田市大町六丁目 5 番14号

- 2 休止年月日
平成22年 1 月31日

秋田市上下水道局告示第10号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の 7 の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の休止をしたので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第 2 号）第 8 条の 3 第 2 号の規定により告示する。

平成22年 2 月16日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 1 指定給水装置工事事業者の休止

指定工事事業者	代表者	所 在 地
有限会社トーイ	伊藤 章彦	秋田市河辺大張野字道ノ下 198番

- 2 休止年月日
平成22年 2 月 1 日

秋田市上下水道局告示第11号

秋田市下水道条例（昭和39年秋田市条例第16号）第 5 条の 7 の規定に基づき、次のとおり指定排水設備工事業者の休止をしたので、秋田市指定排水設備工事業者に関する規程（平成19年秋田市上下水道局管理規程第 7 号）第 9 条第 3 号の規定により告示する。

平成22年 2 月16日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 1 指定排水設備工事業者の休止

指定工事業者	代表者	所 在 地
有限会社トーイ	伊藤 章彦	秋田市河辺大張野字道ノ下 198番

- 2 指定休止
平成22年 2 月 1 日

秋田市上下水道局告示第12号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の 7 の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の廃止をしたので、秋田市水道事

業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第 2 号）第 8 条の 3 第 2 号の規定により告示する。

平成22年 2 月23日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

- 1 指定給水装置工事事業者の廃止

指定工事事業者	代表者	所 在 地
畑 改 工 業 有 限 会 社	黒目 正樹	秋田市南通宮田15番28号

- 2 廃止年月日
平成19年12月31日

公 告

秋田市公告

秋田市立雄和中学校の改築に関する基本・実施設計業務委託について、次のとおり技術提案書の提出を求めるので公告する。

平成22年 2 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

- 1 委託業務の概要

- (1) 名称

秋田市立雄和中学校改築に関する基本・実施設計業務委託

- (2) 内容

秋田市立雄和中学校の校舎、屋内運動場等の改築に関する基本設計および実施設計（建築、構造、電気設備、機械設備）業務

- (3) 履行期間

平成22年 4 月上旬から平成22年10月下旬まで

- 2 受託者の選定方法

- (1) 方式

本業務の受託者選定は、簡易公募型指名プロポーザル方式による。すなわち、定められた期限内に参加表明書を提出したもののうち、(2)に掲げる要件を満たすことが確認されたものを指名して、別に定める内容の技術提案書の提出を求め、審査委員会における審査の結果、本業務の実施に最も適切と判断されたものを相手方として随意契約を締結するものである。

- (2) 技術提案書の提出者に係る要件

技術提案書を提出するものは、次に掲げる要件を全て満たす者又は当該要件を全て満たす者同士による J V（共同企業体）でなければならない。

① 秋田市に本社を有し、本市における設計業務に係る入札参加有資格者であること。

② 建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士を 2 名以上有すること。

③ 常勤職員を 5 名以上有すること。

④ 過去10年間に、小・中・高等学校（秋田市内外を問わず）の増改築工事に関して建築設計を行った実績があること（昭和54年建設省告示1206号「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することができる報酬の基準」における別表第 2 - 1 設計のうち(1)建築（総合）・基本設計又は(2)建築（総合）・実施設計に関する業務実績に限る。ただし、単独、J V、協力事務所としての参画等の受注形態は問わないものとする。）。

- ⑤ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ⑥ 建設設計業務に関し、国および地方公共団体から指名停止又は入札参加資格停止を受けている期間中でないこと。
- ⑦ 本件に関して、他の提案者の協力事務所又は他のJVを構成する者になっていないこと。
- (3) 技術提案書の評価基準
- ① 事務所の能力
資格別技術者数、主要業務実績、同種・類似業務実績
- ② 担当チームの能力
各技術者の資格・経験年数、総括責任者および各担当主任技術者の業務実績
- ③ 業務実施方針
業務への取組体制、工程計画、動員計画、設計上特に配慮する事項等
- ④ 下記の課題に対する提案内容
- i) 「自立と共生の心を育てる場」「地域の特性を生かし市民性や社会性を身につける場」を実現する建築計画上の提案
- ii) 「小中一貫した考えに立った教育」に求められる施設の考え方
- iii) 「ライフサイクルコストの低減化」のための具体的な方策
- iv) その他の提案（敷地内の一部に土石流危険渓流があることから、防災対策を含め独自に課題を設定すること。）
- (4) 審査
技術提案書の審査は、別に設置する審査委員会において行う。
- 3 日程

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する業務委託は、次のとおりである。

委託番号・委託名	委託場所	委託期間	入札参加要件
工 第2号 チャレンジオフィスあきた空調・給排水設備保守点検業務委託	秋田市土崎港西三丁目9番15号	平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	① 建築物の空調設備および給排水設備の保守点検業務実績が、過去5年の間に3年以上あること。 ② 緊急時の体制が整備されていること。 ③ 秋田市内に在住しているか、又は本社、営業所等を有していること。 ④ 危険物取扱者乙種4類の免状の交付を受けている者を2人以上配属していること。 ⑤ 租税に滞納がないこと。

- (2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項および第2項各号の規定による制限を受ける者でないこと。
- イ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成22年3月2日(火) 午後1時30分
- 入札の場所 秋田市土崎港西三丁目9番15号
チャレンジオフィスあきた3階「多目的室(大)」
- 入札保証金 免除
- 契約日 平成22年3月8日(月)
- 注意事項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のう

- (1) 参加表明書の提出 平成22年2月12日(金)午後5時30分まで
- (2) 質問の受付 平成22年2月1日(月)から2月5日(金)まで
- (3) 技術提案書提出者の指名 平成22年2月中旬
- (4) 現地説明会 平成22年2月下旬
- (5) 質問の受付 平成22年2月17日(水)から2月23日(火)まで
- (6) 技術提案書の提出 平成22年3月12日(金)午後5時30分まで
- (7) ヒアリング 平成22年3月下旬
- (8) 審査結果の通知 平成22年3月下旬

4 その他

その他詳細は、「秋田市立雄和中学校の改築に係る簡易公募型指名プロポーザル方式の実施に関する説明書」によるものとする。

当該説明書は、次により交付するとともに、秋田市ホームページにおいて公開する。

- (1) 交付期間
平成22年2月1日(月)から2月12日(金)までの午前8時30分から午後5時30分まで（土曜日・日曜日および祝日を除く。）
- (2) 交付場所
〒010-0951 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル3階
秋田市教育委員会総務課施設担当
電 話：018-826-9024
FAX：018-865-1851
E-mail：ro-edmn@city.akita.akita.jp

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成22年2月1日

秋田市長 穂 積 志

え、入札に参加すること。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成22年2月10日(水)までに、

次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1）

イ 建築物の空気調和設備および給排水設備の保守点検業務契約状況調書（入札に参加しようとする者が、建築物の空気調和設備および給排水設備の保守点検業務実績が過去 5 年の間に 3 年以上あることを証するもの（契約書の写しおよび施工内容の確認できる資料を添付））

ウ 危険物取扱者乙種 4 類の免状の交付を受けている者を 2 人以上配属していることを証するものおよび当該人が従業員であることを証するもの

エ 緊急時の体制について明確にしたもの

オ 納税証明書

・消費税（税務署で『未納税額のないこと用（その 3）』の発行を受けること。）

・秋田市に納めた法人市民税（個人営業の者は、個人市民税）

・秋田市に納めた固定資産税（平成21年度分）

※ 消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※ 納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出もしくは入札に参加しようとする者が秋田市の平成21年度庁舎清掃業者等登録名簿に登録されている場合は、登録を証するものの写しの提出でも可

カ 秋田市内に在住しているか、又は本社、営業所等を有していることを証明するもの（法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票）

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成22年 2 月 2 日(火)から平成22年 2 月10日(水)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 8 時30分から午後 5 時30分まで

イ 受付場所 秋田市商工部工業労政課企業振興担当

ウ 申請用紙 秋田市商工部工業労政課又は秋田市ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。

(3) 指名通知および選定結果の通知については、平成22年 2 月 18日(木)午後に行う。

5 設計書および仕様書の閲覧等に関する事項

(1) 閲覧・貸出期間は、平成22年 2 月 1 日(月)から平成22年 2 月 26日(金)までの土曜日および日曜日・祝日を除く毎日、午前 8 時30分から午後 5 時30分までとする。

(2) 閲覧・貸出場所 秋田市山王一丁目 1 番 1 号

秋田市役所分館 1 階

秋田市商工部工業労政課企業振興担当

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市商工部工業労政課企業振興担当

電話 018-866-2114

秋田市公告

秋田公立美術工芸短期大学2010年版大学案内パンフレット制作委託業務について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成22年 2 月 1 日

秋田市長 穂 積 志

1 業務概要

(1) 業務名

秋田公立美術工芸短期大学2010年版大学案内パンフレット制作委託業務

(2) 業務内容

秋田公立美術工芸短期大学2010年版大学案内パンフレット制作

(3) 委託期間

平成22年 4 月 1 日から平成22年 5 月28日まで

(4) 予算規模

3,692,850円（消費税および地方税を含む。）

2 参加資格

参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たす者とする。

(1) 秋田市内に営業所を有する印刷業者又はデザイン（グラフィック）業者

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 の規定に該当しない者

(3) 秋田市から、製造の請負、物件の買入れその他の契約に係わる指名停止措置要綱に基づく指名停止措置又は入札参加資格停止措置を、公告の日から特定結果の通知の日までの期間内に受けていない者

(4) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

3 説明会の実施

本業務については、次により説明会を実施する。

(1) 日時

平成22年 2 月15日(月) 午後 2 時

(2) 場所

本学講義室 2

4 手続等について

(1) 担当部局

〒010-1632 秋田市新屋大川町12番 3 号

秋田公立美術工芸短期大学事務局学生課学生担当

直通：018-888-8105

Fax：018-888-8101

E-mail:ro-mcst@city.akita.akita.jp

(2) 実施要領の交付

ア 交付期間

平成22年 2 月 1 日(月)から同年 3 月 4 日(木)まで

イ 交付方法

実施要領は秋田市ホームページ（<http://www.city.akita.akita.jp/>）から入手する。また、担当部局においても希望者には直接交付する（直接交付については、土曜日、

- 日曜日および祝日を除く、午前 9 時から午後 5 時まで)。
- (3) 参加申込みに必要な書類の提出期限
平成22年 3 月 4 日(木) (必着のこと。)
- (4) 提出方法
持参又は郵送 (書留郵便に限る。)
- (5) 受付時間
土曜日、日曜日および祝日を除く、午前 9 時から午後 5 時まで
- (6) 提出部数
各 1 部
- 5 審査
参加申込みに必要な書類を提出した者のうちから、大学案内パンフレット制作委託業者選定審査委員会において審査を行う。
- 6 その他
- (1) 次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。
- ① 提出期限を過ぎて提出された場合
 - ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ③ 審査の公平性を害する行為があった場合
 - ④ 複数の提案を行った場合
- (2) 企画提案書の作成、応募、ヒアリング等本プロポーザルに要する費用は、応募者の負担とする。
- (3) 提出された書類等は、返却しない。
- (4) 提出された書類等は、提出者に無断で本プロポーザル以外には使用しない。
- (5) 詳細については、実施要領による。

秋田市公告

予防接種法 (昭和23年法律第68号) 第 3 条第 1 項の規定に基づき行うジフテリア、百日せき、麻疹、風しん、日本脳炎、破傷風および結核の予防接種について、同法施行令 (昭和23年政令第197号) 第 4 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年 2 月 2 日

秋田市長 穂 積 志

予防接種を行う医師の氏名および予防接種を行う主たる場所

接種医師名	予防接種を行う主たる場所
近 藤 大 喜	秋田組合総合病院 秋田市飯島西袋一丁目 1 番 1 号

秋田市公告

地方税法 (昭和25年法律第226号) がその例とする国税徴収法 (昭和34年法律第147条) 第95条および第99条の規定に基づき、差押財産を公売することを公告する。

平成22年 2 月 3 日

秋田市長 穂 積 志

1 公売財産の内容

- (1) 公 売 財 産 別紙「公売財産の表示」(省略) のとおり
- (2) 公売保証金 別紙「公売財産の表示」(省略) のとおり
- (3) 見 積 価 額 別紙「公売財産の表示」(省略) のとおり

2 公売日時

- (1) 参加申込期間
平成22年 2 月16日(火)午後 1 時から平成22年 3 月 1 日(月)午後 5 時まで
- (2) 入札
平成22年 3 月 5 日(金)午後 1 時から平成22年 3 月 8 日(月)午後

- 1 時まで
 - (3) 開札
平成22年 3 月 8 日(月)午後 1 時
 - 3 公売場所
ヤフー株式会社が提供する官公庁オークション上のホームページ (<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp>)
 - 4 公売方法
ヤフー株式会社が提供する官公庁オークションからの入札
 - 5 売却決定日時
平成22年 3 月15日(月)午前10時
 - 6 売却決定場所
秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市財政部納税課
 - 7 買受代金納付期限
平成22年 3 月15日(月)午後 2 時30分
 - 8 買受人についての資格その他の要件
地方税法がその例とする国税徴収法第92条および第108条の規定に該当する者は、買受人として参加する資格がない。
 - 9 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申出
公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出ること。
 - 10 権利移転の時期
買受代金の全額を納付したとき。
 - 11 危険負担移転の時期
買受代金の全額を納付したとき。
 - 12 権利移転に伴う費用
公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となる。
 - 13 その他
- (1) 滞納金額の完納等により公売を中止すること。
 - (2) 買受代金を買受代金納付期限まで納付しないときは、売却決定を取り消すものとする。
 - (3) いかなる理由があっても、引渡し財産の返品はできない。
 - (4) 船舶および座卓については、直接引取りが可能であること。
 - (5) 買受後の船舶に係る一切の費用は、買受人が負担する。
 - (6) 秋田市は瑕疵担保責任を負わない。

秋田市公告

土地区画整理法 (昭和29年法律第119号) 第13条第 1 項の規定により、次のとおり土地区画整理事業の終了について認可したので、同条第 4 項において準用する同法第 9 条第 3 項の規定に基づき、公告する。

平成22年 2 月 3 日

秋田市長 穂 積 志

1 土地区画整理事業の名称

御所野ニュータウン北第五地区土地区画整理事業

2 施行地区

秋田市上北手猿田字寺ノ沢、字中谷地、堤ノ沢の各一部

3 施行認可の年月日

平成20年 2 月19日

4 施行者の名称

独立行政法人都市再生機構 理事長 小 川 忠 男
上記代理人

秋田市御所野地藏田 1 番 4

秋田都市開発事務所長 藤 原 洋

5 事業施行期間

平成20年 2 月19日から平成23年 3 月31日まで
 6 終了認可の年月日
 平成22年 2 月 3 日

秋田市公告

秋田市河辺市民センター内にたばこ自動販売機を設置し運営する事業者を入札により決定するので、次のとおり入札参加希望者を公募する。

平成22年 2 月 3 日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に関する事項

(1) 入 札 名	秋田市河辺市民センター内たばこ自動販売機設置場所貸付		
(2) 予定価格および貸付場所	貸付場所	貸付面積	予定価格（年額・税抜き）※最低落札価格
	秋田市河辺市民センター 1 階	0.5㎡	18,000円
(3) 貸付期間	平成22年 4 月 1 日から平成25年 3 月31日まで		
(4) 入札参加要件	① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 第 1 項および第 2 項の規定に該当しないこと。 ② 公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全および福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。 ③ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 ④ 市税の滞納がないこと。 ⑤ たばこ小売販売業の販売許可を有していること。 ⑥ 法人にあっては秋田市内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては秋田市内で営業を営んでいること。 ⑦ たばこ自動販売機の出張販売業務において、自ら管理・運営する 3 年以上の経験を有し、平成20年度および平成21年度において、市、国（公団等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有すること。		
(5) 入札参加申込み			
受 付 期 間	平成22年 2 月 3 日(木)から平成22年 2 月18日(木)まで (土曜日・日曜日および祝日を除く毎日、午前 9 時から正午までおよび午後 1 時から午後 5 時まで)		
受 付 場 所	秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地 2 秋田市河辺市民センター総務班		
(6) 指名（非指名）通知	平成22年 2 月22日(月)までに F A X で通知		
(7) 入 札			
日 時	平成22年 2 月23日(火) 午前10時		
場 所	秋田市河辺和田字北条ヶ崎38番地 2 秋田市河辺市民センター 2 階第 1 会議室		
入 札 保 証 金	免除		
(8) 契 約 日	落札日から平成22年 3 月 1 日(月)まで		

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

入札に参加を希望する者は、平成22年 2 月18日(木)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 入札参加申込書

イ 法人登記簿（履歴事項全部証明書）の写し（法人の場合）、住民票の写し（個人の場合）

ウ たばこ小売販売業の販売許可の写し

エ 納税証明書（写し可）

・秋田市に納めた固定資産税、法人市民税（個人営業の者は、個人市民税）

オ 誓約書（平成20年度および平成21年度における実績を確認できる契約書等の写し添付）

カ ア、オの様式については、秋田市ホームページから入手すること。

キ 申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けしない。

(2) 指名および非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

イ 提出された申込書等の審査結果により、指名されない場合がある。その者には非指名通知により、その旨を通知する。

ウ 指名通知および非指名通知は、F A X で行う。

(3) 入札について

ア 秋田市財務規則を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった

契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 落札者は、予定価格以上をもって有効な入札を行った者のうち、最高価格の入札を行ったものとする。

(4) その他

ア 落札者は、落札決定後直ちに、製造たばこ小売販売業の出張販売の許可を受けるため手続を行い、許可を受けること。

イ その他入札・契約上の条件等については、秋田市ホームページを見ること。

3 申込書等の提出

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市河辺市民センター総務班

電話 018-882-5222

秋田市公告

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条第1項の規定に基づき行うジフテリア、百日せき、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風および結核の予防接種について、同法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年 2 月 5 日

秋田市長 穂 積 志

予防接種を行う医師の氏名および予防接種を行う主たる場所

接種医師名	予防接種を行う主たる場所
木 下 さやか	秋田県小児療育センター 秋田市八橋南一丁目 1 番 3 号

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成22年 2 月10日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

(1) 物件名 小児慢性特定疾患治療研究事業用パソコン等納入設置および賃貸借

(2) 物品名および数量 仕様書のとおり

(3) 納入期限 平成22年 3 月31日(水)

(4) 納入場所 秋田市の指定する場所

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成22年 2 月26日(金) 午前10時

(2) 入札の場所 秋田市八橋南一丁目 8 番 3 号

秋田市保健所 大会議室

(3) 入札保証金 免除

(4) 注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2 回を限度とする。

3 契約に関する事項

(1) 契約期間 契約締結の日から平成27年 3 月31日まで

(2) 賃貸借期間 平成22年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで

4 入札参加に必要な資格

(1) 秋田市物品入札参加者資格審査要綱第 5 条の規定に基づき、秋田市の物品業者登録名簿に登録されていること。

(2) 本件に係る物品の納入・設置ができるほか、賃貸借契約を行える業者であること（本件に関して、賃貸借契約が可能な業者とリース料率等について覚書等を締結している場合も可）。

(3) 地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項および第 2 項各号の規定による制限を受ける者でないこと。

(4) 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

5 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望するものは、平成22年 2 月19日(金)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加費額の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1）

イ 賃貸借業者との関係を示す契約書（覚書等）の写し

※ 入札参加希望者が賃貸借できない場合は、提出すること。あらかじめ賃貸借契約の可能な業者と契約（覚書等）を締結し、リース料率の部分を伏せた写しとする。

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成22年 2 月12日(金)から平成22年 2 月19日(金)までの午前 9 時から午後 5 時まで

イ 受付場所 秋田市八橋南一丁目 8 番 3 号

秋田市保健所保健予防課

ウ 申込書等 秋田市保健所保健予防課又は秋田市ホームページから入手すること。

6 指名に関する事項

(1) 入札参加申込者のうち、入札参加者資格を満たす者に指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨連絡する。

(3) 指名通知および選定結果の通知は、平成22年 2 月23日(火)に行う。

7 仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間 平成22年 2 月10日(水)から平成22年 2 月19日(金)までの午前 9 時から午後 5 時まで

(2) 閲覧場所 秋田市八橋南一丁目 8 番 3 号

秋田市保健所保健予防課

(3) 仕様書は、秋田市ホームページにも掲載する。

8 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された書類は、返却しない。

(3) 問い合わせ先

秋田市保健所保健予防課庶務担当

電話 018-883-1172

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成22年 2 月12日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に関する事項

(1) 委 託 業 務 名	秋田市庁舎重油ボイラー設備保守点検整備業務
(2) 仕 様 書	別紙（省略）のとおりに
(3) 履 行 場 所	秋田市山王一丁目 1 番 1 号ほか
(4) 履 行 期 間	平成22年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日まで
(5) 入 札 参 加 要 件	① ボイラー整備士およびボイラー技士の資格を有していること。 ② 重油ボイラー設備の保守又は施工に関し、過去 2 年間に市、国（公団等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有すること。 ③ 秋田市に本社又は支店、営業所を有していること。 ④ 租税に滞納がないこと。 ⑤ 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しないこと。 ⑥ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
(6) 入 札 参 加 申 込 み	
受 付 期 間	平成22年 2 月12日(金)から平成22年 2 月22日(月)まで (土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から正午までおよび午後 1 時から午後 5 時まで)
受 付 場 所	秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市財政部管財課庁舎管理担当
(7) 指名（非指名）通知	平成22年 2 月26日(金)までに F A X で通知
(8) 入 札	
日 時	平成22年 3 月 4 日(休) 午後 1 時30分
場 所	秋田市山王一丁目 2 番35号 秋田市役所山王別館 2 階会議室
入 札 保 証 金	免除
(9) 契 約 日	落札日から平成22年 3 月10日(休)まで

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

入札に参加を希望する者は、平成22年 2 月22日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申込書」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 秋田市財政部管財課公募型指名競争入札参加申込書

イ 過去 2 年間に本業務と同様の業務について、契約を履行したことがあることを確認できる契約書等の写し（2 通以上）

ウ ボイラー整備士およびボイラー技士の資格を証明できるもの

エ 納税証明書（写し可）

・消費税（税務署で、『未納税額のないこと用（その 3）』の発行を受けること。）

・秋田市に納めた法人市民税（個人営業の者は、個人市民税）

・秋田市に納めた固定資産税（平成21年度分）

※ 消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※ 納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可

オ 登記簿謄本又は登記事項証明書（写し可）

カ アの様式については、秋田市ホームページから入手すること。

キ 申込書は持参によることとし、郵送又は電送によるもの

は受け付けしない。

(2) 指名および非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

イ 提出された申込書の審査結果により、指名されない場合がある。その者には非指名通知により、その旨を通知する。

ウ 指名通知および非指名通知は、F A X で行う。

(3) 入札について

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2 回を限度とする。

3 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成22年 2 月12日(金)から平成22年 2 月22日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から正午までおよび午後 1 時から午後 5 時まで

(2) 閲覧・貸出場所 秋田市役所 3 階
財政部管財課庁舎管理担当

4 その他

(1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

- (2) 提出された申込書は、返却しない。
 (3) 申込書の提出に関する問い合わせ先
 秋田市財政部管財課庁舎管理担当
 電話 018-866-2053

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
 平成22年 2 月12日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に関する事項

(1) 委 託 業 務 名	秋田市庁舎ガスボイラー設備保守点検整備業務
(2) 仕 様 書	別紙（省略）のとおり
(3) 履 行 場 所	秋田市山王一丁目 1 番 1 号ほか
(4) 履 行 期 間	平成22年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日まで
(5) 入 札 参 加 要 件	① ボイラー整備士およびボイラー技士の資格を有していること。 ② ガスボイラー設備の保守又は施工に関し、過去 2 年間に市、国（公団等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有すること。 ③ 秋田市に本社又は支店、営業所を有していること。 ④ 租税に滞納がないこと。 ⑤ 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しないこと。 ⑥ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
(6) 入 札 参 加 申 込 み	
受 付 期 間	平成22年 2 月12日(金)から平成22年 2 月22日(月)まで （土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から正午までおよび午後 1 時から午後 5 時まで）
受 付 場 所	秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市財政部管財課庁舎管理担当
(7) 指 名（非指名）通知	平成22年 2 月26日(金)までに F A X で通知
(8) 入 札	
日 時	平成22年 3 月 4 日(木) 午前11時30分
場 所	秋田市山王一丁目 2 番35号 秋田市役所山王別館 2 階会議室
入 札 保 証 金	免除
(9) 契 約 日	落札日から平成22年 3 月10日(木)まで

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

入札に参加を希望する者は、平成22年 2 月22日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申込書」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 秋田市財政部管財課公募型指名競争入札参加申込書

イ 過去 2 年間に本業務と同様の業務について、契約を履行したことがあることを確認できる契約書等の写し（2 通以上）

ウ ボイラー整備士およびボイラー技士の資格を証明できるもの

エ 納税証明書（写し可）

・消費税（税務署で、『未納税額のないこと用（その 3）』の発行を受けること。）

・秋田市に納めた法人市民税（個人営業の者は、個人市民税）

・秋田市に納めた固定資産税（平成21年度分）

※ 消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※ 納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替納付済のお知らせ」の提出でも可

オ 登記簿謄本又は登記事項証明書（写し可）

カ アの様式については、秋田市ホームページから入手する

こと。

キ 申込書は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けしない。

(2) 指名および非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

イ 提出された申込書の審査結果により、指名されない場合がある。その者には非指名通知により、その旨を通知する。

ウ 指名通知および非指名通知は、F A X で行う。

(3) 入札について

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2 回を限度とする。

3 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成22年 2 月12日(金)から平成22年 2 月22日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から正午までおよび午後 1 時から午後 5 時まで

- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市役所 3 階
財政部管財課庁舎管理担当

電話 018-866-2053

4 その他

- (1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
(2) 提出された申込書は、返却しない。
(3) 申込書の提出に関する問い合わせ先
秋田市財政部管財課庁舎管理担当

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成22年 2 月12日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に関する事項

(1) 委 託 業 務 名	秋田市議場棟空調設備保守点検整備業務
(2) 仕 様 書	別紙（省略）のとおりに
(3) 履 行 場 所	秋田市山王一丁目 1 番 1 号
(4) 履 行 期 間	平成22年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日まで
(5) 入 札 参 加 要 件	① 空調設備の保守又は施工に関し、過去 2 年間に市、国（公団等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有すること。 ② 秋田市に本社又は支店、営業所を有していること。 ③ 租税に滞納がないこと。 ④ 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しないこと。 ⑤ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
(6) 入 札 参 加 申 込 み	
受 付 期 間	平成22年 2 月12日(金)から平成22年 2 月22日(月)まで (土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から正午までおよび午後 1 時から午後 5 時まで)
受 付 場 所	秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市財政部管財課庁舎管理担当
(7) 指名（非指名）通知	平成22年 2 月26日(金)までに F A X で通知
(8) 入 札	
日 時	平成22年 3 月 4 日(木) 午前11時10分
場 所	秋田市山王一丁目 2 番35号 秋田市役所山王別館 2 階会議室
入 札 保 証 金	免除
(9) 契 約 日	落札日から平成22年 3 月10日(木)まで

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

入札に参加を希望する者は、平成22年 2 月22日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申込書」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 秋田市財政部管財課公募型指名競争入札参加申込書

イ 過去 2 年間に本業務と同様の業務について、契約を履行したことがあることを確認できる契約書等の写し（2 通以上）

ウ 納税証明書（写し可）

・消費税（税務署で、『未納税額のないこと用（その 3）』の発行を受けること。）

・秋田市に納めた法人市民税（個人営業の者は、個人市民税）

・秋田市に納めた固定資産税（平成21年度分）

※ 消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※ 納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可

エ 登記簿謄本又は登記事項証明書（写し可）

オ アの様式については、秋田市ホームページから入手する

こと。

カ 申込書は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けしない。

(2) 指名および非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

イ 提出された申込書の審査結果により、指名されない場合がある。その者には非指名通知により、その旨を通知する。

ウ 指名通知および非指名通知は、F A X で行う。

(3) 入札について

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2 回を限度とする。

3 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成22年 2 月12日(金)から平成22年 2 月22日(月)

までの土曜日および日曜を除く毎日、午前 9 時から正午まで
および午後 1 時から午後 5 時まで

- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市役所 3 階
財政部管財課庁舎管理担当

4 その他

- (1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
(2) 提出された申込書は、返却しない。
(3) 申込書の提出に関する問い合わせ先

秋田市財政部管財課庁舎管理担当
電話 018-866-2053

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成22年 2 月12日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に関する事項

(1) 委 託 業 務 名	秋田市庁舎受変電設備保守点検整備業務
(2) 仕 様 書	別紙（省略）のとおりに
(3) 履 行 場 所	秋田市山王一丁目 1 番 1 号ほか
(4) 履 行 期 間	平成22年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日まで
(5) 入 札 参 加 要 件	① 電気主任技術者の資格を有していること。 ② 受変電設備の保守又は施工に関し、過去 2 年間に市、国（公団等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有すること。 ③ 秋田市に本社又は支店、営業所を有していること。 ④ 租税に滞納がないこと。 ⑤ 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しないこと。 ⑥ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
(6) 入 札 参 加 申 込 込	
受 付 期 間	平成22年 2 月12日(金)から平成22年 2 月22日(月)まで (土曜日および日曜を除く毎日、午前 9 時から正午までおよび午後 1 時から午後 5 時まで)
受 付 場 所	秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市財政部管財課庁舎管理担当
(7) 指 名（非指名）通知	平成22年 2 月26日(金)までに F A X で通知
(8) 入 札	
日 時	平成22年 3 月 4 日(木) 午前10時50分
場 所	秋田市山王一丁目 2 番35号 秋田市役所山王別館 2 階会議室
入 札 保 証 金	免除
(9) 契 約 日	落札日から平成22年 3 月10日(木)まで

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

入札に参加を希望する者は、平成22年 2 月22日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申込書」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書

イ 過去 2 年間に本業務と同様の業務について、契約を履行したことがあることを確認できる契約書等の写し（2 通以上）

ウ 電気主任技術者の資格を証明できるもの

エ 納税証明書（写し可）

・消費税（税務署で、『未納税額のないこと用（その 3）』の発行を受けること。）

・秋田市に納めた法人市民税（個人営業の者は、個人市民税）

・秋田市に納めた固定資産税（平成21年度分）

※ 消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※ 納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」

の提出でも可

オ 登記簿謄本又は登記事項証明書（写し可）

カ アの様式については、秋田市ホームページから入手すること。

キ 申込書は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けしない。

(2) 指名および非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

イ 提出された申込書の審査結果により、指名されない場合がある。その者には非指名通知により、その旨を通知する。

ウ 指名通知および非指名通知は、F A X で行う。

(3) 入札について

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった

契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2 回を限度とする。

3 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成22年 2 月12日(金)から平成22年 2 月22日(月)までの土曜日および日曜を除く毎日、午前 9 時から正午までおよび午後 1 時から午後 5 時まで

(2) 閲覧・貸出場所 秋田市役所 3 階
財政部管財課庁舎管理担当

4 その他

- (1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書は、返却しない。
- (3) 申込書の提出に関する問い合わせ先
秋田市財政部管財課庁舎管理担当
電話 018-866-2053

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成22年 2 月12日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に関する事項

(1) 委 託 業 務 名	秋田市庁舎機械・冷房設備および八橋別館冷房設備保守点検整備業務
(2) 仕 様 書	別紙（省略）のとおり
(3) 履 行 場 所	秋田市山王一丁目 1 番 1 号ほか
(4) 履 行 期 間	平成22年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日まで
(5) 入 札 参 加 要 件	① 機械・冷房設備の保守又は施工に関し、過去 2 年間に市、国（公団等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有すること。 ② 秋田市に本社又は支店、営業所を有していること。 ③ 租税に滞納がないこと。 ④ 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しないこと。 ⑤ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
(6) 入 札 参 加 申 込 込	
受 付 期 間	平成22年 2 月12日(金)から平成22年 2 月22日(月)まで (土曜日および日曜を除く毎日、午前 9 時から正午までおよび午後 1 時から午後 5 時まで)
受 付 場 所	秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市財政部管財課庁舎管理担当
(7) 指名（非指名）通知	平成22年 2 月26日(金)までに F A X で通知
(8) 入 札	
日 時	平成22年 3 月 4 日(休) 午前10時30分
場 所	秋田市山王一丁目 2 番35号 秋田市役所山王別館 2 階会議室
入 札 保 証 金	免除
(9) 契 約 日	落札日から平成22年 3 月10日(休)まで

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

入札に参加を希望する者は、平成22年 2 月22日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申込書」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書

イ 過去 2 年間に本業務と同様の業務について、契約を履行したことがあることを確認できる契約書等の写し（2 通以上）

ウ 納税証明書（写し可）

・消費税（税務署で、『未納税額のないこと用（その 3）』の発行を受けること。）

・秋田市に納めた法人市民税（個人営業の者は、個人市民税）

・秋田市に納めた固定資産税（平成21年度分）

※ 消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※ 納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」

の提出でも可

エ 登記簿謄本又は登記事項証明書（写し可）

オ アの様式については、秋田市ホームページから入手すること。

カ 申込書は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けしない。

(2) 指名および非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

イ 提出された申込書の審査結果により、指名されない場合がある。その者には非指名通知により、その旨を通知する。

ウ 指名通知および非指名通知は、F A X で行う。

(3) 入札について

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に

係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2 回を限度とする。

3 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成22年 2 月12日(金)から平成22年 2 月22日(月)までの土曜日および日曜を除く毎日、午前 9 時から正午までおよび午後 1 時から午後 5 時まで
- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市役所 3 階
財政部管財課庁舎管理担当

4 その他

- (1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書は、返却しない。
- (3) 申込書の提出に関する問い合わせ先
秋田市財政部管財課庁舎管理担当
電話 018-866-2053

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成22年 2 月12日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に関する事項

(1) 委 託 業 務 名	秋田市消防庁舎電気・機械・空調設備保守点検整備業務
(2) 仕 様 書	別紙（省略）のとおりに
(3) 履 行 場 所	秋田市山王一丁目 1 番 1 号
(4) 履 行 期 間	平成22年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日まで
(5) 入 札 参 加 要 件	① 電気・機械・空調設備の保守又は施工に関し、過去 2 年間に市、国（公団等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有すること。 ② 秋田市に本社又は支店、営業所を有していること。 ③ 租税に滞納がないこと。 ④ 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しないこと。 ⑤ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
(6) 入 札 参 加 申 込 み	
受 付 期 間	平成22年 2 月12日(金)から平成22年 2 月22日(月)まで (土曜日および日曜を除く毎日、午前 9 時から正午までおよび午後 1 時から午後 5 時まで)
受 付 場 所	秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市財政部管財課庁舎管理担当
(7) 指 名（非指名）通知	平成22年 2 月26日(金)までに F A X で通知
(8) 入 札	
日 時	平成22年 3 月 4 日(木) 午前10時10分
場 所	秋田市山王一丁目 2 番35号 秋田市役所山王別館 2 階会議室
入 札 保 証 金	免除
(9) 契 約 日	落札日から平成22年 3 月10日(木)まで

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

入札に参加を希望する者は、平成22年 2 月22日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申込書」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書

イ 過去 2 年間に本業務と同様の業務について、契約を履行したことがあることを確認できる契約書等の写し（2 通以上）

ウ 納税証明書（写し可）

- ・消費税（税務署で、『未納税額のないこと用（その 3）』の発行を受けること。）
- ・秋田市に納めた法人市民税（個人営業の者は、個人市民税）
- ・秋田市に納めた固定資産税（平成21年度分）
- ※ 消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの
- ※ 納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している

場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可

エ 登記簿謄本又は登記事項証明書（写し可）

オ アの様式については、秋田市ホームページから入手すること。

カ 申込書は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けしない。

(2) 指名および非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

イ 提出された申込書の審査結果により、指名されない場合がある。その者には非指名通知により、その旨を通知する。

ウ 指名通知および非指名通知は、F A X で行う。

(3) 入札について

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額

に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2 回を限度とする。

3 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成22年 2 月12日(金)から平成22年 2 月22日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から正午までおよび午後 1 時から午後 5 時まで
- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市役所 3 階
財政部管財課庁舎管理担当

4 その他

- (1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書は、返却しない。
- (3) 申込書の提出に関する問い合わせ先
秋田市財政部管財課庁舎管理担当
電話 018-866-2053

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成22年 2 月12日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に関する事項

(1) 委 託 業 務 名	秋田市庁舎構内駐車場整理業務
(2) 仕 様 書	別紙(省略)のとおり
(3) 履 行 場 所	秋田市山王一丁目 1 番 1 号ほか
(4) 履 行 期 間	平成22年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日まで
(5) 入 札 参 加 要 件	① 警備業の認定および警備員指導教育責任者の資格を有していること。 ② 駐車場整理業務に関し、過去 2 年間に市、国(公団等を含む。)又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有すること。 ③ 秋田市に本社又は支店、営業所を有していること。 ④ 租税に滞納がないこと。 ⑤ 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しないこと。 ⑥ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
(6) 入 札 参 加 申 込 み	
受 付 期 間	平成22年 2 月12日(金)から平成22年 2 月22日(月)まで (土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から正午までおよび午後 1 時から午後 5 時まで)
受 付 場 所	秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市財政部管財課庁舎管理担当
(7) 指名(非指名)通知	平成22年 2 月26日(金)までに F A X で通知
(8) 入 札	
日 時	平成22年 3 月 4 日(木) 午前 9 時50分
場 所	秋田市山王一丁目 2 番35号 秋田市役所山王別館 2 階会議室
入 札 保 証 金	免除
(9) 契 約 日	落札日から平成22年 3 月10日(木)まで

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

入札に参加を希望する者は、平成22年 2 月22日(月)までに、次に掲げる書類(以下「申込書」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書

イ 過去 2 年間に本業務と同様の業務について、契約を履行したことがあることを確認できる契約書等の写し(2 通以上)

ウ 警備業の認定および警備員指導教育責任者の資格を証明できるもの

エ 納税証明書(写し可)

- ・消費税(税務署で、『未納税額のないこと用(その 3)』の発行を受けること。)
- ・秋田市に納めた法人市民税(個人営業の者は、個人市民税)

・秋田市に納めた固定資産税(平成21年度分)

※ 消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※ 納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可

オ 登記簿謄本又は登記事項証明書(写し可)

カ アの様式については、秋田市ホームページから入手すること。

キ 申込書は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けしない。

(2) 指名および非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

イ 提出された申込書の審査結果により、指名されない場合がある。その者には非指名通知により、その旨を通知する。

ウ 指名通知および非指名通知は、F A Xで行う。

(3) 入札について

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2 回を限度とする。

3 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成22年 2 月12日(金)から平成22年 2 月22日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から正午ま

でおよび午後 1 時から午後 5 時まで

- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市役所 3 階
財政部管財課庁舎管理担当

4 その他

- (1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
(2) 提出された申込書は、返却しない。
(3) 申込書の提出に関する問い合わせ先
秋田市財政部管財課庁舎管理担当
電話 018-866-2053

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成22年 2 月12日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に関する事項

(1) 委 託 業 務 名	秋田市庁舎・八橋別館廃棄物収集・運搬業務
(2) 仕 様 書	別紙（省略）のとおり
(3) 履 行 場 所	秋田市山王一丁目 1 番 1 号ほか
(4) 履 行 期 間	平成22年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日まで
(5) 入 札 参 加 要 件	① 秋田市の一般廃棄物収集運搬業務の許可業者であること。 ② 租税に滞納がないこと。 ③ 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しないこと。 ④ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
(6) 入 札 参 加 申 込 み	
受 付 期 間	平成22年 2 月12日(金)から平成22年 2 月22日(月)まで (土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から正午までおよび午後 1 時から午後 5 時まで)
受 付 場 所	秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市財政部管財課庁舎管理担当
(7) 指名（非指名）通知	平成22年 2 月26日(金)までに F A X で通知
(8) 入 札	
日 時	平成22年 3 月 4 日(木) 午前 9 時30分
場 所	秋田市山王一丁目 2 番35号 秋田市役所山王別館 2 階会議室
入 札 保 証 金	免除
(9) 契 約 日	落札日から平成22年 3 月10日(木)まで

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

入札に参加を希望する者は、平成22年 2 月22日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申込書」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書

イ 過去 2 年間に本業務と同様の業務について、契約を履行したことがあることを確認できる契約書等の写し（2 通以上）

ウ 一般廃棄物収集運搬許可業者であることを証明できるもの

エ 納税証明書（写し可）

- ・消費税（税務署で、『未納税額のないこと用（その 3）』の発行を受けること。）
- ・秋田市に納めた法人市民税（個人営業の者は、個人市民税）
- ・秋田市に納めた固定資産税（平成21年度分）

※ 消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※ 納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可

オ 住民票（法人にあっては登記簿謄本又は登記事項証明書）（写し可）

カ アの様式については、秋田市ホームページから入手すること。

キ 申込書は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けしない。

(2) 指名および非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

イ 提出された申込書の審査結果により、指名されない場合がある。その者には非指名通知により、その旨を通知する。

ウ 指名通知および非指名通知は、F A Xで行う。

(3) 入札について

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2 回を限度とする。

3 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成22年 2 月12日(金)から平成22年 2 月22日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から正午ま

でおよび午後 1 時から午後 5 時まで

- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市役所 3 階
財政部管財課庁舎管理担当

4 その他

(1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書は、返却しない。

(3) 申込書の提出に関する問い合わせ先

秋田市財政部管財課庁舎管理担当

電話 018-866-2053

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成22年 2 月12日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に関する事項

(1) 委 託 業 務 名	秋田市庁舎・八橋別館消防用設備保守点検整備業務
(2) 仕 様 書	別紙（省略）のとおり
(3) 履 行 場 所	秋田市山王一丁目 1 番 1 号ほか
(4) 履 行 期 間	平成22年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日まで
(5) 入 札 参 加 要 件	① 消防設備士（第 1、3、4、5、6 類）の資格者が、2 名以上在籍していること。 ② 消防用設備の保守又は施工に関し、過去 2 年間に市、国（公団等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有すること。 ③ 秋田市に本社又は支店、営業所を有していること。 ④ 租税に滞納がないこと。 ⑤ 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しないこと。 ⑥ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
(6) 入 札 参 加 申 込 み	
受 付 期 間	平成22年 2 月12日(金)から平成22年 2 月22日(月)まで (土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から正午までおよび午後 1 時から午後 5 時まで)
受 付 場 所	秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市財政部管財課庁舎管理担当
(7) 指名（非指名）通知	平成22年 2 月26日(金)までに F A X で通知
(8) 入 札	
日 時	平成22年 3 月 4 日(休) 午後 1 時50分
場 所	秋田市山王一丁目 2 番35号 秋田市役所山王別館 2 階会議室
入 札 保 証 金	免除
(9) 契 約 日	落札日から平成22年 3 月10日(休)まで

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

入札に参加を希望する者は、平成22年 2 月22日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申込書」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 秋田市財政部管財課公募型指名競争入札参加申込書

イ 過去 2 年間に本業務と同様の業務について、契約を履行したことがあることを確認できる契約書等の写し（2 通以上）

ウ 消防設備士（第 1、3、4、5、6 類）の資格者が 2 名以上在籍していることを証明できるもの

エ 納税証明書（写し可）

・消費税（税務署で、『未納税額のないこと用（その 3）』の発行を受けること。）

・秋田市に納めた法人市民税（個人営業の者は、個人市民税）

・秋田市に納めた固定資産税（平成21年度分）

※ 消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※ 納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可

オ 登記簿謄本又は登記事項証明書（写し可）

カ アの様式については、秋田市ホームページから入手すること。

キ 申込書は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けしない。

(2) 指名および非指名通知について

- ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。
- イ 提出された申込書の審査結果により、指名されない場合がある。その者には非指名通知により、その旨を通知する。
- ウ 指名通知および非指名通知は、F A Xで行う。
- (3) 入札について
- ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ウ 入札執行回数は、2 回を限度とする。
- 3 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成22年 2 月12日(金)から平成22年 2 月22日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から正午までおよび午後 1 時から午後 5 時まで
- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市役所 3 階
財政部管財課庁舎管理担当
- 4 その他
- (1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書は、返却しない。
- (3) 申込書の提出に関する問い合わせ先
秋田市財政部管財課庁舎管理担当
電話 018-866-2053

秋田市公告

入札を執行するので、次のとおり入札参加希望者を公募する。
平成22年 2 月15日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する業務委託は、次のとおりである。

委託番号・委託名	委託場所	委 託 期 間	入 札 参 加 要 件
教文館 第 3 号 秋田市文化会館管理 業務委託	秋田市山王 七丁目 3 番 1 号	平成22年 4 月 1 日から 平成23年 3 月31日まで	次の 1 および 2 の要件をいずれも満たすこと。 1 秋田市の平成21年度庁舎清掃業者等登録名簿に登録されていること。 次の登録業種のすべてに登録されていること。 5 建築物飲料水貯水槽清掃業 7 建築物ねずみ昆虫等防除業 8 建築物環境衛生総合管理業 2 次の資格者が、代表者又は社員として在籍していること。 ① 第 3 種電気主任技術者 ② 第一種電気工事士 ③ 第二種電気工事士 ④ 一級ボイラー技士 ⑤ 二級ボイラー技士 ⑥ 甲種又は乙種（第 4 類）危険物取扱者 ⑦ 第三種冷凍機械責任者
教文館 第 8 号 秋田市文化会館空調 衛生設備保守点検業 務委託	秋田市山王 七丁目 3 番 1 号	平成22年 4 月 1 日から 平成23年 3 月31日まで	次の 1 又は 2 の条件を満たし、かつ 3 の実績があること。 1 秋田市に管工事 A 級登録していること。 2 秋田市に管工事登録している県外業者で、秋田市内に本市と契約することができる営業所等を有していること。 3 過去 5 年間に「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」で定める特定建築物において、同種の業務を受託していること。

- (2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件

- ア 地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項および第 2 項各号の規定による制限を受ける者でないこと。
- イ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

- 入札の日時 平成22年 3 月11日(木)
教文館 第 3 号 午前10時
教文館 第 8 号 午後 1 時30分
- 入札の場所 秋田市山王七丁目 3 番 1 号
秋田市文化会館 中 2 階 第 1 会議室

入札保証金 免除

契 約 日 平成22年 3 月17日(水)（予定）

- 注 意 事 項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の

- 100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、2 回を限度とする。
- (4) 地方自治法第234条第 3 項ただし書きの規定により、調査を実施し、落札業者を決定する場合がある。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成22年 2 月22日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 管理業務委託の申込者

- (ア) 公募型指名競争入札参加申込書（文化会館用）（様式 1）

- (イ) 入札参加要件 2 の①から⑦までの免状の写し

- (ウ) 入札参加要件 2 の在籍を証明できる書類

イ 空調衛生設備保守点検業務委託の申込者

- (ア) 公募型指名競争入札参加申込書（文化会館用）（様式 1）

- (イ) 実績調書（様式 2）

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成22年 2 月15日(月)から平成22年 2 月22日(月)までの午前 9 時から午後 5 時まで

- イ 受付場所 秋田市文化会館施設担当

- ウ 申込用紙 秋田市文化会館又は秋田市ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成22年 3 月 5 日(金)に行う。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成22年 2 月15日(月)から平成22年 2 月22日(月)までの午前 9 時から午後 5 時までとする。

- (2) 閲覧場所 秋田市文化会館
秋田市山王七丁目 3 番 1 号 1 階事務所内

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市文化会館施設担当
電話 018-865-1191

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成22年 2 月16日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

- (1) 委 託 名 秋田市立小学校警備業務委託
- (2) 委託場所 秋田市立小学校（45校）

- (3) 委託期間 平成22年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日まで
常駐は平成22年 4 月 6 日からとする。
土曜日・日曜日・祝日および夏季・秋季・冬季・春季休業期間等を除く。ただし、学校で必要とした場合はこの限りではない。

(4) 入札参加要件

- ア 秋田市に本社もしくは支店もしくは営業所を有する者又は秋田市に個人で事業所を有する者であること。

- イ 常駐警備について、過去 3 年以内に秋田県内の法人や自治体での受注実績があること。

- ウ 地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項および第 2 項各号の規定による制限を受ける者でないこと。

- エ 警備業法（昭和47年法律第117号）第 3 条各項に掲げるいずれにも該当せず、都道府県公安委員会から警備業の認定を受けていること。

- オ 租税に滞納がないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成22年 3 月10日(水) 午後 2 時

- (2) 入札の場所 秋田市山王二丁目 1 番53号 山王21ビル 4 階
秋田市教育委員会「教育委員会室」

- (3) 入札保証金 免除

- (4) 契 約 日 平成22年 3 月15日(月)

(5) 注 意 事 項

- ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- ウ 入札執行回数は、2 回を限度とする。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成22年 2 月26日(金)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

- ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1）

- イ 営業経歴書（様式 2）

- ウ 納税証明書

- (ア) 消費税（税務署で、「未納税額のないこと用（その 3）」の発行を受けること。）

- (イ) 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主は、個人市民税）

- (ウ) 秋田市に納めた固定資産税

※ 消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※ 納税証明書（写し可）に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可

- エ 登記簿謄本（個人営業の者は、住民票）※写し可

- オ 警備業認定書の写し

(2) 申込書等の提出

申込書等は、持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成22年 2 月16日(火)から平成22年 2 月26日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所 秋田市山王二丁目 1 番53号
秋田市教育委員会学事課

ウ 申込様式 秋田市教育委員会学事課又は秋田市ホームページから入手すること。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査結果等により指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名又は選定結果は、平成22年 3 月 3 日(水)に通知する。

5 仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間 平成22年 2 月16日(火)から平成22年 2 月26日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。

(2) 閲覧・貸出場所 秋田市教育委員会学事課

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された書類は、返却しない。

(3) 問い合わせ先

秋田市教育委員会学事課保健給食担当
電話 018-866-2243

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成22年 2 月16日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

(1) 委 託 名 秋田市立河辺・雄和学校給食センターごみ収集
運搬業務委託

(2) 委託場所 秋田市立河辺学校給食センター、秋田市立雄和
学校給食センター

(3) 委託期間 平成22年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日まで

(4) 入札参加要件

ア 秋田市に本社もしくは支店もしくは営業所を有する者又は秋田市に個人で事業所を有する者であり、秋田市一般廃棄物（ごみ）収集許可業者であること。

イ 地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項および第 2 項各号の規定による制限を受けるものでないこと。

ウ 租税に滞納がないこと。

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成22年 3 月11日(木) 午前11時

(2) 入札の場所 秋田市山王二丁目 1 番53号 山王21ビル 4 階
秋田市教育委員会「教育委員会室」

(3) 入札保証金 免除

(4) 契 約 日 平成22年 3 月17日(水)

(5) 注 意 事 項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額

に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2 回を限度とする。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望するものは、平成22年 2 月26日(金)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1）

イ 営業経歴書（様式 2）

ウ 納税証明書

(ア) 消費税（税務署で、「未納税額のないこと用（その 3）」の発行を受けること。）

(イ) 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主は、個人市民税）

(ウ) 秋田市に納めた固定資産税

※ 消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※ 納税証明書（写し可）に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可

エ 登記簿謄本（個人営業の者は、住民票）※写し可

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成22年 2 月16日(火)から平成22年 2 月26日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所 秋田市山王二丁目 1 番53号
秋田市教育委員会学事課

ウ 申込様式 秋田市教育委員会学事課又は秋田市ホームページから入手すること。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名又は選定結果は、平成22年 3 月 5 日(金)に通知する。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間 平成22年 2 月16日(火)から平成22年 2 月26日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。

(2) 閲覧・貸出場所 秋田市教育委員会学事課

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された書類は、返却しない。

(3) 問い合わせ先

秋田市教育委員会学事課保健給食担当
電話 018-866-2243

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成22年 2 月16日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務委託は、次のとおりである。

委託番号・委託名	委託場所	委託期間	入 札 参 加 要 件
第17号 秋田市立河辺学校給食センター調理業務委託	秋田市河辺和田字上中野401番地 5	平成22年 4 月 1 日から 平成23年 3 月31日まで	① 秋田市に本社もしくは支店もしくは営業所を有する者又は秋田市に個人で事業所を有する者であり、平成22年 1 月 1 日現在秋田市において健康増進法（平成14年法律第103号）第20条第 1 項に規定する特定給食施設での調理経験年数が、過去 5 年間に於いて通算 3 年以上であること。 ② 平成22年 1 月 1 日現在において、学校給食についての調理業務の経験年数が、過去 5 年間に於いて 3 年以上であること。 ③ 地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項および第 2 項各号の規定による制限を受けるものでないこと。 ④ 租税に滞納がないこと。
第18号 秋田市立雄和学校給食センター調理業務委託	秋田市雄和妙法字上大部79番地 1	平成22年 4 月 1 日から 平成23年 3 月31日まで	
第19号 秋田市立御所野小学校、御所野学院中学校共同調理場調理業務委託	秋田市御所野元町五丁目 1 番 1 号	平成22年 4 月 1 日から 平成23年 3 月31日まで	

2 現地説明会に関する事項

(1) 説明会の日時および場所

委託番号・委託名	説明会の日時	説 明 会 の 場 所
第17号 秋田市立河辺学校給食センター調理業務委託	平成22年 3 月 1 日(月) 午後 4 時30分	秋田市河辺和田字上中野401番地 5 秋田市立河辺学校給食センター
第18号 秋田市立雄和学校給食センター調理業務委託	平成22年 3 月 2 日(火) 午後 4 時	秋田市雄和妙法寺上大部79番地 1 秋田市立雄和学校給食センター
第19号 秋田市立御所野小学校、御所野学院中学校共同調理場調理業務委託	平成22年 3 月 3 日(水) 午後 4 時30分	秋田市御所野元町五丁目 1 番 1 号 秋田市立御所野小学校、御所野学院中学校共同調理場（御所野小学校内）

(2) 説明会時の注意事項

ア 平成22年 2 月15日以降に実施した腸内細菌検査証明書（腸内細菌・キャンピロバクター・腸管出血性大腸菌）を

持参すること。

イ 白衣、帽子および調理室専用上履きを持参すること。

3 入札に関する事項

(1) 入札の日時

委託番号・委託名	入札日時	入 札 会 場
第17号 秋田市立河辺学校給食センター調理業務委託	平成22年 3 月11日(木) 午後 2 時	秋田市山王二丁目 1 番53号 山王21ビル 4 階 秋田市教育委員会「教育委員会室」
第18号 秋田市立雄和学校給食センター調理業務委託	平成22年 3 月11日(木) 午後 2 時10分	秋田市山王二丁目 1 番53号 山王21ビル 4 階 秋田市教育委員会「教育委員会室」
第19号 秋田市立御所野小学校、御所野学院中学校共同調理場調理業務委託	平成22年 3 月11日(木) 午後 2 時20分	秋田市山王二丁目 1 番53号 山王21ビル 4 階 秋田市教育委員会「教育委員会室」

(2) 入札保証金 免除

(3) 契 約 日 平成22年 3 月17日(木)

(4) 注 意 事 項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該

金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- ウ 入札執行回数は、2 回を限度とする。
- 4 入札参加申込みおよび入札参加資格申告に関する事項
- (1) 入札に参加を希望するものは、平成22年 2 月26日(金)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1）
- イ 公募型指名競争入札参加資格申告書（様式 2）
- ウ 営業経歴書（様式 3）
- エ 納税証明書
- (ア) 消費税（税務署で、「未納税額のないこと用（その 3）」の発行を受けること。）
- (イ) 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主は、個人市民税）
- (ウ) 秋田市に納めた固定資産税
- ※ 消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの
- ※ 納税証明書（写し可）に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可
- ※ 固定資産税で課税物件がない場合は、「資産なし証明」を提出
- オ 登記簿謄本（個人営業の者は、住民票）※写し可
- (2) 申込書等の提出
- 申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付
- 申込書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成22年 2 月16日(火)から平成22年 2 月26日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後

- 4 時まで
- イ 受付場所 秋田市山王二丁目 1 番53号 山王21ビル 3 階
秋田市教育委員会学事課
- ウ 申込様式 秋田市教育委員会学事課又は秋田市ホームページから入手すること。
- 5 指名に関する事項
- (1) 入札参加者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名又は選定結果は、平成22年 3 月 3 日(水)に通知する。
- 6 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
- (1) 閲覧期間 平成22年 2 月16日(火)から平成22年 2 月26日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市教育委員会学事課
- 7 その他
- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 問い合わせ先
秋田市教育委員会学事課保健給食担当
電話 018-866-2243

秋田市公告

次のとおり公募型指名競争入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成22年 2 月16日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する業務は、次のとおりである。

委 託 名	履行場所	入 札 参 加 要 件
秋田市立学校（旧秋田市地区）ごみ収集、運搬業務	秋田市立学校（旧秋田市地区）	秋田市一般廃棄物（ごみ）収集運搬許可業者のうち①から④までの要件をすべて満たす者 ① 秋田市内に本社又は支店もしくは営業所等を有する者 ② 塵芥車を 3 台以上保有し、従業員のうち運転手が 3 人以上いる者 ③ 資源化物（ビン・缶・古紙等）を収集するトラックを保有する者 ④ 租税に滞納がないこと。
秋田市立学校（河辺・雄和地区）ごみ収集、運搬業務	秋田市立学校（河辺・雄和地区）	秋田市一般廃棄物（ごみ）収集運搬許可業者のうち①から④までの要件をすべて満たす者 ① 秋田市内に本社又は支店もしくは営業所等を有する者 ② 塵芥車を 1 台以上保有し、従業員のうち運転手が 1 人以上いる者 ③ 資源化物（ビン・缶・古紙等）を収集するトラックを保有する者 ④ 租税に滞納がないこと。

- (2) 履行期間 平成22年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日まで
- (3) 上記業務に係る基本的な入札参加要件
- ア 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しないこと。
- イ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成22年 3 月 9 日(火) 午前 9 時
- (2) 入札の場所 秋田市山王二丁目 1 番53号 山王21ビル 4 階

- 秋田市教育委員会「教育委員会室」
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契 約 日 平成22年 3 月11日(木)
- (5) 注 意 事 項 ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満

の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成22年 2 月26日(金)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1)

イ 営業経歴書(様式2)

ウ 納税証明書

(ア) 消費税および地方消費税(税務署で、『未納税額のない証明用(その3)』の発行を受けること。)

(イ) 秋田市に納めた法人市民税(個人営業の者は、平成21年度個人市民税)

(ウ) 秋田市に納めた平成21年度固定資産税

※ 申請日前 3 か月以内のもの

※ 法人市民税は、直近の事業年度のもの

※ (イ)および(ウ)については、各納付書等の写しでも可。また、個人市民税および固定資産税は、「市税口座振替済のお知らせ」の写しでも可

※ 個人営業の者で個人市民税が非課税の場合は、非課税証明書

エ 商業登記簿謄本又は登記事項証明書(履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書)

※ 申請日前 3 か月以内のもの

※ 個人営業の者は、住民票

オ 秋田市一般廃棄物収集運搬業許可証の写し

- (2) 申込書等の提出

申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。なお、入札に付する業務の2つの業務に応募する場合、イからオの申込書等は、各1部でよいものとする。

- (3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成22年 2 月16日(火)から平成22年 2 月26日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所 秋田市教育委員会総務課企画経理担当

ウ 申込用紙 秋田市教育委員会総務課又は秋田市ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査結果により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成22年 3 月 2 日(火)に行う。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間 平成22年 2 月16日(火)から平成22年 2 月26日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

- (2) 閲覧場所 秋田市山王二丁目 1 番53号 山王21ビル 3 階
秋田市教育委員会総務課企画経理担当

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 初回の入札において、入札者が 1 人の場合であっても、入札を執行する。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市教育委員会総務課企画経理担当
電話 018-826-9023

秋田市公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第86条第 2 項の規定に基づき、連担建築物設計制度による一団の土地の区域内の建築物について認定をしたので、同条第 8 項の規定に基づき、次のとおり公告し、一般の縦覧に供する。

平成22年 2 月17日

秋田市長 穂 積 志

- 1 申請者の住所および氏名
秋田市下新城中野字琵琶沼124番地 1
医療法人 久幸会 理事長 稲 庭 千弥子
- 2 対象区域
秋田市下新城中野字琵琶沼156番 4、156番15、156番16、156番17、156番18
- 3 認定年月日
平成22年 2 月17日
- 4 縦覧場所
秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市都市整備部建築指導課
- 5 縦覧時間
午前 8 時30分から午後 5 時30分まで

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成22年 2 月17日

秋田市長 穂 積 志

- 1 入札に付する事項
- (1) 委 託 名 下新城児童室管理業務
- (2) 委託場所 下新城児童室(下新城小学校内)
- (3) 委託内容 下新城小学校玄関に管理人を配置し、来校者へ対応するとともに、校舎内外の巡回等を行う。
- (4) 委託期間 平成22年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日まで。
日曜日、祝日、年末年始および児童室の臨時休館日を除く。
ただし、児童室が開館するときは、この限りではない。
- (5) 入札参加要件
- ア 秋田市内に本社、支店もしくは営業所を有する者又は秋田市内に個人で事務所を有する者であること。
- イ 児童の健全育成を目的とする児童室の特殊性を認識し、本業務を適切に遂行するに足る能力を有する者であること。
- ウ 租税に滞納がないこと。
- エ 地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項および第 2 項各号の規定による制限を受ける者ではないこと。
- 2 入札に関する事項
- (1) 日 時 平成22年 3 月10日(水) 午前10時
- (2) 場 所 秋田市山王二丁目 1 番53号 山王21ビル 4 階
秋田市教育委員会「教育委員会室」
- (3) 契 約 日 平成22年 3 月15日(月)

(4) 注意事項

- ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2 回を限度とする。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札参加希望者は、平成22年 3 月 3 日(水)午後 5 時までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1）

イ 営業経歴書（様式 2）

ウ 納税証明書 ※写し可

(ア) 消費税（税務署で「未納税額のない証明用」の発行を受けること。）

(イ) 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主は、個人市民税）

(ウ) 秋田市に納めた固定資産税

※ 消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可

エ 登記簿謄本（個人営業の者は、住民票）※写し可

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成22年 2 月17日(水)から平成22年 3 月 3 日(水)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで

イ 受付場所 秋田市教育委員会生涯学習室

ウ 申込用紙 秋田市教育委員会生涯学習室又は秋田市ホームページから入手すること。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

- (2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成22年 3 月 5 日(金)に行う。

5 仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間 平成22年 2 月17日(水)から平成22年 3 月 3 日(水)までの土曜日および日曜日、祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時までとする。

- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市教育委員会生涯学習室

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

- (2) 提出された申込書等は、返却しない。

- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市教育委員会生涯学習室青少年担当
電話 018-866-2245

秋田市公告

公募型指名競争入札を執行するので、次のとおり公告し、公衆の縦覧に供する。

平成22年 2 月17日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

- (1) 業務委託名（業務内容については、仕様書参照）

ア 秋田市太平山自然学習センター施設管理（警備）業務委託

イ 秋田市太平山自然学習センター設備保守点検業務委託

ウ 秋田市太平山自然学習センター食事提供等業務委託

- (2) 委託場所 秋田市太平山自然学習センター（秋田市仁別字マンタラメ227番地 1）

- (3) 委託期間 平成22年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日まで

(4) 入札参加要件

ア 秋田市太平山自然学習センターと同規模程度の施設で当該業務に実績があること。

イ 秋田市内に本社又は支店、営業所等を有していること。

ウ 租税に滞納がないこと。

エ 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しないこと。

オ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成22年 3 月11日(水) 午前10時

- (2) 入札の場所 秋田市太平山自然学習センター「まんたらめ」

- (3) 入札保証金 免除

- (4) 契 約 日 平成22年 3 月12日(木)から17日(水)までの間

(5) 入札時の注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守し、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税および地方消費税の額に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を入札書に記載すること。

ウ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を 1 回に限り行う。

エ 落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

オ 代表者が入札行為の権限を代理人に委任するときは、入札時に委任状を提出すること。なお、入札書には代理人の印を押すこと。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 受付期間 平成22年 2 月17日(水)から平成22年 2 月25日(水)までの午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、平成22年 2 月22日(月)は休館日のため不可とする。

- (2) 受付場所 秋田市太平山自然学習センター「まんたらめ」

- (3) 提出書類

- ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1）
 イ 業務実績調書（様式 2）
 ウ 営業経歴書（様式 3）
 エ 納税証明書（各証明書類は直近のもの。写し可）
 (ア) 消費税（「未納税額のない証明用」税務署で発行）
 (イ) 秋田市に納めた法人市民税
 (ウ) 秋田市に納めた固定資産税
 オ 登記簿謄本（「履歴事項全部証明書」秋田地方方法務局で発行）

(4) その他

- ア 申込書等は、秋田市太平山自然学習センターへ持参によるもののみ受け付ける。
 イ 関係書類等は、秋田市太平山自然学習センター又は同ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、資格を満たしている者に指名通知する。
 (2) 提出された申込書等の審査の結果により、指名されない場合がある。その者には入札参加資格審査結果通知により、その旨を通知する。
 (3) 指名通知および入札参加資格審査結果については、平成22年 3 月 5 日(金)に F A X で送付する。

5 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 (2) 提出された申込書等は、返却しない。
 (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
 秋田市太平山自然学習センター「まんだらめ」
 電話 018-827-2171

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

平成22年 2 月18日

秋田市長 穂 積 志

1 申請者の住所および氏名

秋田市牛島東六丁目 2 番32号

有限会社魁光住宅産業

代表取締役 佐 藤 良 信

2 道路位置指定箇所

秋田市仁井田字福島276番 2、276番 2 地先道路（法定外公共物）、同市仁井田福島二丁目475番 6 および475番 6 地先水路（法定外公共物）

3 道路幅員 6.00～6.05メートル

4 道路延長 42.26メートル

5 指定年月日および番号

平成22年 2 月18日 第 5 号

秋田市公告

公募型指名競争入札を執行するので、次のとおり公告し、公衆の縦覧に供する。

平成22年 2 月19日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

(1) 件名および入札参加要件

件 名	入札参加要件
サンバル秋田 備品等移転業 務	ア 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。 イ 一般貨物自動車運送事業の許可を受けていること。 ウ 秋田市内に本店、支店等を有していること。また、貨物車両の使用権原 1 台以上を有していること。ただし、使用する車両については、使用権原車でなければならない。 エ 地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項および第 2 項各号の規定による制限を受ける者でないこと。 オ 租税に滞納がないこと。

(2) 業務内容（業務仕様書参照）

ア 移転作業

サンバル秋田（中央公民館、青少年センターおよび女性学習センター）にある備品や消耗品等について、文化会館内の指定する位置へ移転すること。また、文化会館内の指定する物品をコンポストセンターへ移転すること。

イ 養生作業

文化会館の床面やエレベーター内等に養生用の滑り止め付ベニヤ板や養生シート等を敷設し、テーブル類で固定すること。

(3) 履行期間

ア 移転作業

平成22年 3 月25日(木)から平成22年 3 月26日(金)まで

イ 養生作業

(ア) 設置作業

契約日から平成22年 3 月24日(木)までに行うこと。

(イ) 撤収作業

移転作業完了後から平成22年 3 月27日(土)正午までとする。

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成22年 3 月 9 日(火) 午前11時

(2) 入札の場所 秋田市山王二丁目 1 番53号 山王21ビル 4 階
 秋田市教育委員会 教育委員会室

(3) 入札保証金 免除

(4) 契 約 日 平成22年 3 月10日(水)予定

(5) 注 意 事 項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2 回を限度とする。

3 契約に関する事項

契約期間は、契約締結の日から平成22年 3 月27日(土)までとす

る。

4 仕様書および設計書の入手に関する事項

- (1) 配布期間 平成22年 2 月22日(月)から平成22年 3 月 1 日(月)まで
- (2) 配布場所 秋田市ホームページから入手すること。

5 入札参加申込みに関する事項

(1) 現地説明会

入札に参加を希望する者は、平成22年 2 月24日(水)午前10時から秋田ニューシティービル 5 F サンプル秋田（秋田市大町 2 丁目 3 番27号）で実施する現地説明会に出席することができる。なお、現地説明会への出席については、秋田市教育委員会生涯学習室に前日の午後 5 時まで直接電話で申し込むものとする。

(2) 入札参加申込みの提出書類

入札の申込期限は 3 月 1 日(月)までとし、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1）

イ 秋田市内に在住しているか、又は本社、営業所等を有していることを証明する書類（法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては住民票の写し）

ウ 一般貨物自動車運送事業許可証の写し

エ 貨物車両 1 台以上の使用権原を有していることが分かる自動車検査証の写し（リース契約による場合は、リース契約書の写し）

オ 納税証明書（秋田市に納税していること。）

(ア) 消費税（「未納税額のない証明用」税務署で発行）

(イ) 法人市民税（市役所の市民税課で発行）

(ウ) 固定資産税（市役所の資産税課で発行）

(エ) 登記簿謄本（「履歴事項全部証明書」秋田地方法務局で発行）

※ 消費税、法人市民税は、提出日から半年以内のものとする。

する。

(3) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

なお、公募型指名競争入札参加申込書は、秋田市ホームページから入手すること。

(4) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成22年 2 月22日(月)から平成22年 3 月 1 日(月)までの土日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所 秋田市山王二丁目 1 番53号 山王21ビル 4 階
秋田市教育委員会生涯学習室

6 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知又は選定結果通知については、平成22年 3 月 2 日(火)に FAX で通知する。

7 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申込者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市教育委員会生涯学習室企画振興担当

電話 018-866-2245

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成22年 2 月19日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務委託は、次のとおりである。

委 託 名	委託場所	委託期間	入 札 参 加 要 件
教ス 第28号 八橋運動公園内体育施設夜間照明設備 保守点検業務委託	秋田市八橋運動公園内	平成22年 4 月 1 日から 平成23年 3 月31日まで	1 秋田市内に、本社、支社、営業所等 を有する者 2 電気工事士法に定める第 1 種電気 工事士の資格者を有する者
教ス 第29号 市民グラウンド夜間照明設備保守点検 業務委託	秋田市新屋豊 町153番 1 外		

(2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件

ア 租税に滞納がないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しないこと。

ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。

エ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成22年 3 月 9 日(火) 午後 2 時30分

入札の場所 秋田市山王二丁目 1 番53号 山王21ビル 4 階

秋田市教育委員会「教育委員会室」

入札保証金 免除

契 約 日 平成22年 3 月15日(月)

注 意 事 項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わ

ず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成22年 3 月 1 日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1）

イ 業務内容調書（様式 2）

㊦ 商号（名称）および代表者氏名

法人の場合は登録された法人名およびその代表者氏名を、個人の場合はその経営者の商号および氏名を記入する。

㊧ 従業員数

提出日現在における従業員数を区分別に記入する（秋田市に本社がない場合は、支社、営業所等の人数を記入すること。）。)

㊨ 有資格者

指定した資格ごとの人数を記入する（有資格証明書の写しを添付すること。）。)

ウ 納税証明書（写し可）

㊦ 消費税（税務署で「未納税額のないこと用（その 3）」の発行を受けること。)

㊧ 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主は、個人市民税）

㊨ 秋田市に納めた固定資産税

※ 消費税および法人市民税は、直近の営業年度のもの

※ 納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可

エ 登記簿謄本（個人事業主は、住民票）[写し可]

(2) 申請書等の提出

申請書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書等の受付

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務委託は、次のとおりである。

委 託 名	委託場所	委託期間	入 札 参 加 要 件
教ス 第34号 秋田市立体育館電気・機械設備等保守管理業務委託	秋田市八橋本町六丁目12番20号	平成22年 4 月 1 日から 平成23年 3 月31日まで	1 秋田市内に、本社、支社、営業所等を有する者 2 電気工事士法に定める第 1 種電気工事士および労働安全衛生法に基づく 2 級ボイラー技士以上の資格者を有する者

(2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件

ア 租税に滞納がないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しないこと。

ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。

エ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

2 入札に関する事項

申請書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成22年 2 月19日(金)から平成22年 3 月 1 日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所

秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当

ウ 申請用紙

秋田市教育委員会スポーツ振興課又は秋田市ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。

(2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。

(3) 指名通知および選定結果の通知については、平成22年 3 月 4 日(木)までに行う。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間

平成22年 2 月19日(金)から平成22年 3 月 1 日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。

(2) 閲覧場所

秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当

秋田市山王二丁目 1 番53号 山王21ビル 4 階

6 その他

(1) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書等は、返却しない。

(3) 申請書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当

電話 018-866-2247

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成22年 2 月19日

秋田市長 穂 積 志

を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成22年3月1日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）

イ 業務内容調書（様式2）

(ア) 商号（名称）および代表者氏名

法人の場合は登録された法人名およびその代表者氏名を、個人の場合はその経営者の商号および氏名を記入する。

(イ) 従業員数

提出日現在における従業員数を区分別に記入する（秋田市に本社がない場合は、支社、営業所等の人数を記入すること。）。)

(ウ) 有資格者

指定した資格ごとの人数を記入する（有資格証明書の写しを添付すること。）。)

ウ 納税証明書（写し可）

(ア) 消費税（税務署で「未納税額のないこと用（その3）」の発行を受けること。）。)

(イ) 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主は、個人市民税）

(ウ) 秋田市に納めた固定資産税

※ 消費税および法人市民税は、直近の営業年度のもの

※ 納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可

エ 登記簿謄本（個人事業主は、住民票）[写し可]

(2) 申請書等の提出

申請書等は持参によることとし、郵送又は電送によるもの

は受け付けない。

(3) 申請書等の受付

申請書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成22年2月19日(金)から平成22年3月1日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日午前9時から午後4時まで

イ 受付場所

秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当

ウ 申請用紙

秋田市教育委員会スポーツ振興課又は秋田市ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。

(2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には、選定結果通知により、その旨を連絡する。

(3) 指名通知および選定結果の通知については、平成22年3月4日(木)までに行なう。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間

平成22年2月19日(金)から平成22年3月1日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。

(2) 閲覧場所

秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当

秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4階

6 その他

(1) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書等は、返却しない。

(3) 申請書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当

電話 018-866-2247

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成22年2月19日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務委託は、次のとおりである。

委 託 名	委託場所	委託期間	入 札 参 加 要 件
教ス 第35号 秋田市立体育館消防用設備保守点検業務委託	秋田市八橋本町六丁目12番20号	平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで	1 秋田市内に、本社、支社、営業所等を有する者 2 秋田県消防設備保守協会の表示登録会員であること。 3 次の各「類」ごとの消防設備士（第1類、第4類、第6類、第7類）が代表者又は社員として、市内の本社等に在籍していること。

(2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件

ア 租税に滞納がないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。

エ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成22年3月9日(火) 午後3時20分

入札の場所 秋田市山王二丁目1番53号 山王21ビル4階

秋田市教育委員会「教育委員会室」

入札保証金 免除

契 約 日 平成22年 3 月15日(月)

- 注 意 事 項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、2 回を限度とする。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成22年 3 月 1 日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1）
- イ 業務内容調書（様式 2）
- （ア） 商号（名称）および代表者氏名
法人の場合は登録された法人名およびその代表者氏名を、個人の場合はその経営者の商号および氏名を記入する。
- （イ） 従業員数
提出日現在における従業員数を区分別に記入する（秋田市に本社がない場合は、支社、営業所等の人数を記入すること。）。)
- （ウ） 有資格者
指定した資格ごとの人数を記入する（有資格証明書の写しを添付すること。）。)
- ウ 納税証明書（写し可）
- （ア） 消費税（税務署で「未納税額のないこと用（その3）」の発行を受けること。)
- （イ） 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主は、個人市民税）
- （ウ） 秋田市に納めた固定資産税
※ 消費税および法人市民税は、直近の営業年度のもの
※ 納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可

エ 登記簿謄本（個人事業主は、住民票）[写し可]

- (2) 申請書等の提出
申請書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申請書等の受付
申請書等は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間
平成22年 2 月19日(金)から平成22年 3 月 1 日(月)までの土曜日および日曜日を除く、毎日午前 9 時から午後 4 時まで
- イ 受付場所
秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当
- ウ 申請用紙
秋田市教育委員会スポーツ振興課又は秋田市ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。
- (2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成22年 3 月 4 日(木)までに行う。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間
平成22年 2 月19日(金)から平成22年 3 月 1 日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。
- (2) 閲覧場所
秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当
秋田市山王二丁目 1 番53号 山王21ビル 4 階

6 その他

- (1) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申請書等は、返却しない。
- (3) 申請書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当
電話 018-866-2247

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成22年 2 月19日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する業務委託は、次のとおりである。

委 託 名	委託場所	委託期間	入 札 参 加 要 件
教ス 第58号 体育施設塵芥収集 運搬業務委託	秋田市八橋本 町六丁目12番 20号外	平成22年 4 月 1 日から 平成23年 3 月31日まで	1 秋田市環境部の一般廃棄物収集運搬許可業者であること。 2 塵芥収集車（特殊車）を 2 台以上保有し、運転手および作業員を 4 名以上雇用していること。

- (2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件

- ア 租税に滞納がないこと。
- イ 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しないこと。
- ウ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でな

いこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成22年 3 月 9 日(火) 午後 3 時40分
入札の場所 秋田市山王二丁目 1 番53号 山王21ビル 4 階

秋田市教育委員会「教育委員会室」

入札保証金 免除

契 約 日 平成22年 3 月15日(月)

注 意 事 項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、2 回を限度とする。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成22年 3 月 1 日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1）

イ 業務内容調書（様式 2）

(ア) 商号（名称）および代表者氏名

法人の場合は登録された法人名およびその代表者氏名を、個人の場合はその経営者の商号および氏名を記入する。

(イ) 従業員数

提出日現在における従業員数を区分別に記入する（秋田市に本社がない場合は、支社、営業所等の人数を記入すること。）。

ウ 納税証明書（写し可）

(ア) 消費税（税務署で「未納税額のないこと用（その 3）」の発行を受けること。）

(イ) 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主は、個人市民税）

(ウ) 秋田市に納めた固定資産税

※ 消費税および法人市民税は、直近の営業年度のもの

※ 納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可

エ 登記簿謄本（個人事業主は、住民票）[写し可]

(2) 申請書等の提出

申請書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書等の受付

申請書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成22年 2 月19日(金)から平成22年 3 月 1 日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所

秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当

ウ 申請用紙

秋田市教育委員会スポーツ振興課又は秋田市ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。

(2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。

(3) 指名通知および選定結果の通知については、平成22年 3 月 4 日(木)までに行なう。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間

平成22年 2 月19日(金)から平成22年 3 月 1 日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。

(2) 閲覧場所

秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当

秋田市山王二丁目 1 番53号 山王21ビル 4 階

6 その他

(1) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書等は、返却しない。

(3) 申請書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当

電話 018-866-2247

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成22年 2 月19日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務委託は、次のとおりである。

委 託 名	委託場所	委託期間	入 札 参 加 要 件
教ス 第13号 八橋陸上競技場芝生 管理業務委託	秋田市八橋運動公園 1 番10号	平成22年 4 月 1 日から 平成23年 3 月31日まで	1 秋田市内に、本社、支社、営業所等を有する者 2 建設業法に定める 1 級又は 2 級造園施工管理技士を有する者 3 フットボール競技の公式試合が行えるスポーツターフの維持管理業務において、過去 5 年間に、元請負人として、年間維持管理実績がある者
教ス 第19号 八橋球技場芝生管理 業務委託	秋田市八橋運動公園 1 番 1 号		
教ス 第33号 八橋健康広場芝生管理 業務委託	秋田市八橋運動公園内	平成22年 4 月 1 日から 平成23年 3 月31日まで	1 秋田市内に、本社、本店を有する者 2 建設業法に定める 1 級又は 2 級造園施工管理技士を有する者

教ス 第47号
スポパークかわべ芝
生等管理業務委託

秋田市河辺岩
見字萱森上野
17番地 2

3 スポーツターフの維持管理業務において、過去 5 年
間に、元請負人として、年間維持管理実績がある者

(2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件

- ア 租税に滞納がないこと。
- イ 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しないこと。
- ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。
- エ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成22年 3 月 9 日(火) 午後 1 時30分
入札の場所 秋田市山王二丁目 1 番53号 山王21ビル 4 階
秋田市教育委員会「教育委員会室」

入札保証金 免除

契 約 日 平成22年 3 月15日(月)

注 意 事 項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、2 回を限度とする。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成22年 3 月 1 日(月)までに、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1）

イ 業務内容調書（様式 2）

(ア) 商号（名称）および代表者氏名

法人の場合は登録された法人名およびその代表者氏名を、個人の場合はその経営者の商号および氏名を記入する。

(イ) 従業員数

提出日現在における従業員数を区分別に記入する（秋田市に本社がない場合は、支社、営業所等の人数を記入すること。）。)

(ウ) 有資格者

指定した資格ごとの人数を記入する（有資格証明書の写しを添付すること。）。)

ウ 業務受注状況調（様式 3）

提出期日現在までの業務受注状況（業務請負契約書の写しおよび年間維持管理実績ならびに施設で開催された各種競技大会の規模・実績等が分かるものを添付すること。)

エ 納税証明書（写し可）

(ア) 消費税（税務署で「未納税額のないこと用（その 3）」の発行を受けること。)

(イ) 秋田市に納めた法人市民税（個人事業主は、個人市民

税)

(ウ) 秋田市に納めた固定資産税

※ 消費税および法人市民税は、直近の営業年度のもの

※ 納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可

オ 登記簿謄本（個人事業主は、住民票）[写し可]

(2) 申請書等の提出

申請書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申請書等の受付

申請書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

平成22年 2 月19日(金)から平成22年 3 月 1 日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所

秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当

ウ 申請用紙

秋田市教育委員会スポーツ振興課又は秋田市ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。

(2) 提出された申請書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。

(3) 指名通知および選定結果の通知については、平成22年 3 月 4 日(木)までに行なう。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間

平成22年 2 月19日(金)から平成22年 3 月 1 日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。

(2) 閲覧場所

秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当
秋田市山王二丁目 1 番53号 山王21ビル 4 階

6 その他

(1) 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申請書等は、返却しない。

(3) 申請書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市教育委員会スポーツ振興課管理担当
電話 018-866-2247

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項の規定において準用する同法第19条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第 2 項の規定において準用する同法第17条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市

に意見書を提出することができる。

平成22年 2 月22日

秋田市長 穂 積 志

- 1 都市計画の種類および名称
秋田都市計画秋田市公共下水道（秋田地域）
- 2 都市計画を変更しようとする区域
秋田市広面字谷内佐渡、柳田字川崎、柳田字柳田、柳田字馬上田、柳田字佐渡端、柳田字竹生、柳田字石神、太平八田字荒巻、太平八田字扇田、太平八田字八田、太平八田字オノ崎、太平八田字藤ノ崎、太平八田字関口、太平八田字館ヶ沢、太平八田字田屋ノ前、太平八田字上八田、太平八田字平野脇、太平目長崎字谷地、太平目長崎字目長崎、太平目長崎字古町、太平目長崎字滝瀬、太平目長崎字長橋、太平目長崎字大根沢、太平目長崎字神田、太平目長崎字五反田、太平目長崎字本町、太平目長崎字上目長崎、太平目長崎字舞鶴館、太平目長崎字堀切野、太平中関字川原、太平中関字八幡野、太平中関字下館、太平中関字本宿、太平中関字平形、太平中関字堀内、太平中関字槻の浜、太平中関字寺中、太平中関字宮沢、太平寺庭字寺庭、太平寺庭字張山、太平黒沢字稲荷、太平黒沢字平沢、太平黒沢字館越、太平黒沢字蛭田、太平黒沢字砂子沢、太平黒沢字野崎、太平黒沢字舟津田、仁井田字中谷地、仁井田字横山、四ツ小屋小阿地字大杉沢、上北手猿田字堤ノ沢、上北手猿田字宝竜崎、向浜一丁目、浜田字家後、浜田字石山、浜田字出小屋、浜田字大森山、浜田字宮田沢、新屋比内町、添川字添川、外旭川字山崎、飯島字大袋、上北手荒巻字荒巻、上北手百崎字境田、四ツ小屋字東泉寺、上北手古野字深田沢、四ツ小屋小阿地字柳林、新屋朝日町
- 3 都市計画の縦覧場所
秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市都市整備部都市計画課
- 4 都市計画の案の縦覧期間
平成22年 2 月23日から平成22年 3 月 8 日まで

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項の規定において準用する同法第19条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第 2 項の規定において準用する同法第17条第 1 項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができる。

平成22年 2 月22日

秋田市長 穂 積 志

- 1 都市計画の種類および名称
秋田都市計画地区計画 檜山石塚谷地地区計画
- 2 位置および区域
秋田市檜山字石塚谷地および上北手荒巻字鳥越地内
- 3 都市計画の案の縦覧場所
秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市都市整備部都市計画課
- 4 都市計画の案の縦覧期間
平成22年 2 月23日から平成22年 3 月 8 日まで

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項の規定において準用する同法第19条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第 2 項の規定において準用する同法第17条第

1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができる。

平成22年 2 月22日

秋田市長 穂 積 志

- 1 都市計画の種類および名称
秋田都市計画道路 7・6・2号秋操一号線
- 2 都市計画を変更しようとする区域
秋田市泉中央二丁目、泉北二丁目および泉北三丁目
- 3 都市計画の案の縦覧場所
秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市都市整備部都市計画課
- 4 都市計画の案の縦覧期間
平成22年 2 月23日から平成22年 3 月 8 日まで

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項の規定において準用する同法第19条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第 2 項の規定において準用する同法第17条第 1 項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに市に意見書を提出することができる。

平成22年 2 月22日

秋田市長 穂 積 志

- 1 都市計画の種類および名称
河辺都市計画秋田市公共下水道（雄和地域）
- 2 都市計画を変更しようとする区域
秋田市雄和田草川字山崎、雄和椿川字前椿岱
- 3 都市計画の案の縦覧場所
秋田市山王一丁目 1 番 1 号 秋田市都市整備部都市計画課
- 4 都市計画の案の縦覧期間
平成22年 2 月23日から平成22年 3 月 8 日まで

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成22年 2 月22日

秋田市長 穂 積 志

- 1 入札に付する事項
 - (1) 委 託 名 電気・機械設備保守業務委託
 - (2) 委託場所 秋田市千秋明徳町 4 番 4 号
秋田市立中央図書館明徳館
 - (3) 委託期間 平成22年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日まで
 - (4) 入札参加要件
 - ア 秋田市内に本社、支社、営業所等を有していること。
 - イ 設備管理（電気、冷暖房空調、給排水衛生設備）の保守、点検整備が可能な業者であり、同種の業務実績があること。
 - ウ 租税に滞納がないこと。
 - エ 地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
 - オ 本市の指名停止中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- 2 入札に関する事項
 - (1) 入札の日時 平成22年 3 月23日(火) 午前 9 時30分
 - (2) 入札の場所 秋田市千秋明徳町 4 番 4 号

秋田市立中央図書館明德館 2 階研修ホール

(3) 入札保証金 免除

(4) 契 約 日 落札日から平成22年 3 月29日(月)までに行う。
注意事項

- (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、2 回を限度とする。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成22年 3 月 3 日(水)までに、次に掲げる書類（以下「申込書」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1）
- イ 電気・機械設備保守業務経歴書（様式 2）
- ウ 納税証明書（写し可）
- ・消費税（税務署で『未納税額のないこと用（その 3）』の発行を受けること。）
 - ・秋田市に納めた法人市民税（個人事業主は、個人市民税）
 - ・秋田市に納めた固定資産税（平成21年度分）
- ※ 消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの
- ※ 納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可
- エ 住民票（法人にあっては登記簿謄本又は登記事項証明書）（写し可）
- (2) 申込書の提出 申込書の提出は持参によるものとする。

(3) 申込書の受付 申込書は、次のとおり受付する。

- ア 受付期間 平成22年 2 月22日(月)から平成22年 3 月 3 日(水)までの毎日、午前 9 時から午後 5 時までとする。
- イ 受付場所 秋田市千秋明德町 4 番 4 号
秋田市立中央図書館明德館
- ウ 申込用紙 秋田市立中央図書館明德館又は秋田市ホームページから入手のこと。

4 指名通知に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。
- (2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成22年 3 月 19日(金)までに行う。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成22年 2 月22日(月)から平成22年 3 月 3 日(水)までの毎日、午前 9 時から午後 5 時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市千秋明德町 4 番 4 号
秋田市立中央図書館明德館

6 その他

- (1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書は、返却しない。
- (3) 申込書の提出に関する問い合わせ先
秋田市立中央図書館明德館（図書管理担当 小室）
電話 018-832-9220

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成22年 2 月22日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務委託は、次のとおりである。

委託番号・委託名	委 託 場 所	委 託 期 間	入 札 参 加 要 件
教委総務課 第 7 号 秋田市立小・中学校消防用設備 保守点検業務委託（北部地域）	秋田市北部地域に位置する秋 田市立小学校 8 校、中学校 5 校	平成22年 4 月 1 日から 平成23年 3 月31日まで	（教委総務課第 7 号から第12号まで 共通） 次の①から④までの要件をいずれも 満たすこと。 ① 秋田県消防設備保守協会の「表示 登録会員」であること。 ② 秋田市内に表示登録された本社、 支店、営業所等を有していること。 ③ 保守点検に必要な各「類」（1 類、 4 類、5 類、6 類、7 類）ごとの消 防設備士が代表者又は社員として秋 田市内の本社、支店、営業所等に合 わせて 2 名以上在籍していること。 ただし、上記の各「類」いずれか の資格を有する消防設備士 2 名以上 でこの各「類」をすべて満たしてい ること。
教委総務課 第 8 号 秋田市立小・中学校消防用設備 保守点検業務委託（南部地域）	秋田市南部地域およびその近 隣地区に位置する秋田市立小 学校 6 校、中学校 4 校	平成22年 4 月 1 日から 平成23年 3 月31日まで	
教委総務課 第 9 号 秋田市立小・中学校消防用設備 保守点検業務委託（東部地域）	秋田市東部地域およびその近 隣地区に位置する秋田市立小 学校 8 校、中学校 4 校	平成22年 4 月 1 日から 平成23年 3 月31日まで	
教委総務課 第10号 秋田市立小・中学校消防用設備 保守点検業務委託（西部地域）	秋田市西部地域およびその近 隣地区に位置する秋田市立小 学校10校（旧小学校の 1 施設 を含む）、中学校 4 校	平成22年 4 月 1 日から 平成23年 3 月31日まで	
教委総務課 第11号 秋田市立小・中学校消防用設備 保守点検業務委託（中央地域）	秋田市中央地域およびその近 隣地区に位置する秋田市立小 学校 8 校、中学校 3 校	平成22年 4 月 1 日から 平成23年 3 月31日まで	

教委総務課 第12号 秋田市立小・中学校消防用設備 保守点検業務委託（河辺、雄和 地域）	秋田市河辺地域および雄和地 域に位置する秋田市立小学校 8 校、中学校 3 校	平成22年 4 月 1 日から 平成23年 3 月31日まで	④ 租税に滞納がないこと。
教委総務課 第13号 秋田市立小・中学校浄化槽維持 管理業務委託（北部地域）	秋田市北部地域に位置する秋 田市立小学校 4 校、中学校 1 校	平成22年 4 月 1 日から 平成23年 3 月31日まで	（教委総務課第13号から第15号まで 共通） 次の①および②の要件をいずれも満 たすこと。 ① 秋田市浄化槽保守点検登録業者で あること。 ② 租税に滞納がないこと。
教委総務課 第14号 秋田市立小・中学校浄化槽維持 管理業務委託（東部地域）	秋田市東部地域に位置する秋 田市立小学校 5 校、中学校 2 校	平成22年 4 月 1 日から 平成23年 3 月31日まで	
教委総務課 第15号 秋田市立小・中学校浄化槽維持 管理業務委託（南部地域）	秋田市南部地域、西部地域お よびその近隣地区に位置する 秋田市立小学校 4 校（旧小学 校の 1 施設を含む。）、中学校 3 校	平成22年 4 月 1 日から 平成23年 3 月31日まで	
教委総務課 第16号 秋田市立小・中学校水処理装置 保守点検業務委託	川尻小学校、四ツ小屋小学校、 下浜小学校、将軍野中学校	平成22年 4 月 1 日から 平成23年 3 月31日まで	次の①から③までの要件をいずれも 満たすこと。 ① 井水関係設備の保守又は施工に関 し、公共事業にこだわらず実績を有 すること。 ② 秋田市内に本社、支店、営業所等 を有する者であること。 ③ 租税に滞納がないこと。
教委総務課 第17号 秋田市立小・中学校プール循環 ろ過装置保守点検業務委託（北 部、中央地域）	秋田市北部地域、中央地域お よびその近隣地区に位置する 秋田市立小学校18校、中学校 10校	平成22年 4 月 1 日から 平成22年10月29日まで	（教委総務課第17号から第19号まで 共通） 次の①から③までの要件をいずれも 満たすこと。 ① プール循環ろ過装置の保守又は施 工に関し、公共事業にこだわらず実 績を有すること。 ② 秋田市内に本社、支店、営業所等 を有する者であること。 ③ 租税に滞納がないこと。
教委総務課 第18号 秋田市立小・中学校プール循環 ろ過装置保守点検業務委託（南 部、西部地域）	秋田市南部地域、西部地域お よびその近隣地区に位置する 秋田市立小学校18校、中学校 10校		
教委総務課 第19号 秋田市立小・中学校プール循環 ろ過装置保守点検業務委託（河 辺、雄和地域）	秋田市河辺地域および雄和地 域に位置する秋田市立小学校 5 校、中学校 1 校		

(2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件

- ア 地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項および第 2 項各号
の規定による制限を受ける者でないこと。
- イ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成22年 3 月25日(木)

教委総務課第 7 号から第12号まで
午前 9 時30分から午前10時30分まで
教委総務課第13号から第15号まで
午前10時30分から午前11時まで
教委総務課第16号
午前11時から午前11時10分まで
教委総務課第17号から第19号まで
午前11時10分から午前11時40分まで

(2) 入札の場所 秋田市山王二丁目 1 番53号 山王21ビル 4 階

「教育委員会室」

- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契 約 日 平成22年 3 月30日(火)
- (5) 注 意 事 項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2 回を限度とする。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成22年 3 月 3 日(水)までに、

次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1）

イ (ア) 消防用保守点検業務委託の申込者

- ・秋田県消防設備保守協会の表示登録会員証の写し
- ※ 表示登録の有効期限については、平成23年 3 月31日まで継続していること。なお、現在の登録が委託期間の途中で満了となる場合は、登録更新手続きをしたうえで有効期限を更新中であることの証明書を提出のこと。
- ・消防設備士（第 1 類、第 4 類、第 5 類、第 6 類、第 7 類）の免状（表裏）の写し
- ・上記資格を有する消防設備士が、代表者又は社員として市内の本社、支店、営業所等に合わせて 2 名以上在籍し、この各「類」すべてを満たしていることを証明できるもの。

(イ) 浄化槽維持管理業務委託の申込者

秋田市の浄化槽保守点検業者登録通知の写し

(ウ) 水処理装置保守点検業務委託およびプール循環ろ過装置保守点検業務委託の申込者

保守業務実績調書（様式 2）又は工事施工実績調書（様式 3）

※ 保守業務の実績がある場合は、工事施工実績調書（様式 3）の提出は不要

ウ 納税証明書

- ・消費税（税務署で、『未納税額のないこと用（その 3）』の発行を受けること。）
- ・秋田市に納めた法人市民税（個人営業の者は、個人市民税）
- ・秋田市に納めた固定資産税（平成21年度分）

※ 消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※ 固定資産がない場合は、そのことを証明できるもの

※ 納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可

エ 登記簿謄本（消防用保守点検業務委託および浄化槽維持管理業務委託の申込者は不要）

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成22年 2 月22日(月)から平成22年 3 月 3 日(水)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで

イ 受付場所 秋田市教育委員会総務課施設担当

ウ 申込用紙 秋田市教育委員会総務課又は秋田市ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。

(3) 指名通知および選定結果の通知については、平成22年 3 月 23日(火)に行う。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成22年 2 月22日(月)から平成22年 3 月24日(水)までの土曜日、日曜日および祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。

(2) 閲覧・貸出場所 秋田市教育委員会総務課施設担当

秋田市山王二丁目 1 番53号

山王21ビル 3 階

※ 設計書および仕様書は、秋田市ホームページからも入手可

6 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市教育委員会総務課施設担当

電話 018-866-2242

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成22年 2 月22日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する業務委託は、次のとおりである。

委託番号・委託名	委 託 場 所	委 託 期 間	入 札 参 加 要 件
教委総務課 第43号 秋田市立小・中学校校地周辺側溝清掃 業務委託（大住小学校ほか 1 校）	秋田市仁井田字西潟敷33 番地ほか	契約の日から平成22年 4 月30日まで	秋田市内に本社を有する業者で、 秋田市の建設業者等級格付名簿にお いて、一般土木工事の C 級に等級格 付けされていること。
教委総務課 第44号 秋田市立小・中学校校地周辺側溝清掃 業務委託（外旭川小学校）	秋田市外旭川字梶ノ目262 番地の 2	契約の日から平成22年 4 月30日まで	
教委総務課 第45号 秋田市立小・中学校校地周辺側溝清掃 業務委託（飯島中学校ほか 1 校）	秋田市飯島字田尻堰越48 番地ほか	契約の日から平成22年 4 月30日まで	
教委総務課 第46号 秋田市立小・中学校校地周辺側溝清掃 業務委託（御野場中学校）	秋田市仁井田字中新田223 番地	契約の日から平成22年 4 月30日まで	

教委総務課 第47号 秋田市立小・中学校校地周辺側溝清掃 業務委託（城南中学校）	秋田市檜山城南町 4 番 1 号	契約の日から平成22年 4 月30日まで
--	---------------------	-------------------------

(2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件

- ア 本市に建設工事入札参加資格審査申請書を提出し、受理されていること。
- イ 地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項および第 2 項各号の規定による制限を受ける者でないこと。
- ウ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- エ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成22年 3 月24日(水)
午前 9 時30分から午前11時まで
- (2) 入札の場所 秋田市山王二丁目 1 番53号 山王21ビル 4 階
「教育委員会室」
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契 約 日 平成22年 3 月24日(水)
- (5) 注 意 事 項 ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の
うえ、入札に参加すること。
イ 原則として予定価格の10分の 6 から10分
の 8 の範囲内で最低制限価格を設定する。
なお、最低制限価格を下回る価格による申
込みが行われた場合は、当該申込みをした
者を落札者とし、申込みをした者のうち、最低
の価格をもって申込みをした者のうち、最低
の価格をもって申込みをした者を落札者と
する。
ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載さ
れた金額に当該金額の100分の 5 に相当す
る額を加算した金額（当該金額に 1 円未満
の端数があるときは、その端数金額を切り
捨てた額）を落札価格とするので、消費税
および地方消費税に係る課税・免税事業者
であるか否かを問わず、見積もった契約希
望金額の105分の100に相当する金額を入札
書に記載すること。
エ 入札執行回数は、2 回を限度とする。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成22年 3 月 3 日(水)までに、

次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入
札参加資格の審査を受けなければならない。

- ・公募型指名競争入札参加申込書（様式 1）

(2) 申込書等の提出 申込書等は持参によることとし、郵送又
は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付 申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成22年 2 月22日(月)から平成22年 3 月 3 日(水)
までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後
5 時まで

イ 受付場所 秋田市教育委員会総務課施設担当

ウ 申込用紙 秋田市教育委員会総務課又は秋田市ホームペー
ジから入手のこと。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に
指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない
場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡
する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成22年 3 月
19日(金)に行う。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成22年 2 月22日(月)から平成22年 3 月 3 日(水)
までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4
時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市教育委員会総務課施設担当
秋田市山王二丁目 1 番53号
山王21ビル 3 階

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市教育委員会総務課施設担当
電話 018-866-2242

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成22年 2 月22日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する業務委託は、次のとおりである。

教委総務課 第48号 秋田市立小・中学校 周辺排水管清掃業務 委託（外旭川小学校）	秋田市外旭川 字 梶ノ目 262 番地の 2	契約の日から 平成22年 4 月 30日まで	① 公告した日において、高圧洗浄車および強力吸引車を所有していること。または、これらの車両のリース契約、賃貸借契約等を取り交わしており、業務委託を遂行できると判断できるもの。 ② 公告した日において、秋田市長より産業廃棄物収集運搬業許可（許可品目に汚泥が含まれており、含水率85%以上の汚泥を運搬できること。）を受けていること。 ③ 汚泥を運搬する車両が産業廃棄物収集運搬業の登録車両であること。
--	------------------------------	------------------------------	--

(2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件

- ア 秋田市内に本社、支店、営業所等を有する業者であること。
- イ 地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項および第 2 項各号の規定による制限を受ける者でないこと。
- ウ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- エ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成22年 3 月24日(水)
午前11時から午前11時30分まで
- (2) 入札の場所 秋田市山王二丁目 1 番53号 山王21ビル 4 階
「教育委員会室」
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契 約 日 平成22年 3 月24日(水)
- (5) 注 意 事 項 ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうち、入札に参加すること。
- イ 原則として予定価格の10分の 6 から10分の 8 の範囲内で最低制限価格を設定する。
なお、最低制限価格を下回る価格による申込みが行われた場合は、当該申込みをした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- エ 入札執行回数は、2 回を限度とする。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成22年 3 月 3 日(水)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
- ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1）
- イ 高圧洗浄車および強力吸引車の車検証の写し。また、委託業務に使用するこれらの車両をリース・賃貸借している場合には、これに係る契約書の写し
- ウ 秋田市長が発行した産業廃棄物収集運搬業許可証の写しおよびこれに係る登録車両の一覧表
- エ 本市に入札参加資格審査申請書を提出し、受理されている業者および秋田市小規模修繕契約希望者登録している事業者以外は以下の書類
- 事業者が法人である場合は登記事項証明書。事業者が個人事業者である場合は、市町村発行の身分証明書。営業所のみ設置している事業者については、営業所に関する公共料金の領収書等の写し又は秋田市が発行する所在地証明書（各書類は申込日前 3 か月以内のもので、写し可）

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成22年 2 月22日(月)から平成22年 3 月 3 日(水)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで
- イ 受付場所 秋田市教育委員会総務課施設担当
- ウ 申請用紙 秋田市教育委員会総務課又は秋田市ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成22年 3 月 19日(金)に行う。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成22年 2 月22日(月)から平成22年 3 月 3 日(水)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市教育委員会総務課施設担当
秋田市山王二丁目 1 番53号
山王21ビル 3 階

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市教育委員会総務課施設担当
電話 018-866-2242

秋田市公告

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第38条第 2 項において準用する同法第19条第 1 項の規定により、秋田県知事から送付を受けた、中通一丁目地区第一種市街地再開発事業の施行地区及び設計の概要を表示する図書を、同条第 4 項の規定により公衆の縦覧に供するので、同法施行令（昭和44年政令第232号）第 2 条の 2 の規定により、次のとおり公告する。

平成22年 2 月23日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧期間 平成22年 2 月23日から都市再開発法第45条第 6 項又は同法第100条の公告の日まで
- 2 縦覧場所 秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市市勢活性化推進本部
- 3 縦覧時間 午前 8 時30分から午後 5 時30分まで（土曜日、日曜日、祝日および閉庁日は除く。）

秋田市公告

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第10条第 1 項の規定により、次のとおり土地区画整理事業の事業計画の変更について認可したので、同条第 3 項において準用する同法第 9 条第 3 項の規定に基づき、公告する。

平成22年 2 月23日

秋田市長 穂 積 志

- 1 土地区画整理事業の名称
御所野ニュータウン北第三地区土地区画整理事業
- 2 施行者の氏名
独立行政法人都市再生機構 理事長 小 川 忠 男
上記代理人 秋田都市開発事務所 所長 藤 原 洋
- 3 事務所の所在地
秋田市御所野地藏田一丁目 1 番 4 号
- 4 施行認可の年月日
平成18年11月 7 日

- 5 事業施行期間
平成18年11月 7 日から平成23年 3 月31日まで
- 6 変更認可の年月日
平成22年 2 月23日

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成22年 2 月25日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に関する事項

(1) 委 託 業 務 名	秋田市保健所等消防用設備保守点検整備業務
(2) 仕 様 書	別紙（省略）のとおり
(3) 履 行 場 所	秋田市八橋南一丁目 8 番 3 号
(4) 履 行 期 間	平成22年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日まで
(5) 入 札 参 加 要 件	① 消防設備士（第 1、3、4、5、6 類）の資格者が、2 名以上在籍していること。 ② 消防用設備の保守又は施工に関し、過去 2 年間に市、国（公団等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有すること。 ③ 秋田市に本社又は支店、営業所を有していること。 ④ 租税に滞納がないこと。 ⑤ 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しないこと。 ⑥ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
(6) 入 札 参 加 申 込 み	
受 付 期 間	平成22年 2 月25日(木)から平成22年 3 月 5 日(金)まで (土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から正午までおよび午後 1 時から午後 5 時まで)
受 付 場 所	秋田市八橋南一丁目 8 番 3 号 秋田市保健所保健総務課総務企画担当
(7) 指名（非指名）通知	平成22年 3 月 9 日(火)までに F A X で通知
(8) 入 札	
日 時	平成22年 3 月15日(月) 午前10時
場 所	秋田市八橋南一丁目 8 番 3 号 秋田市保健所
入 札 保 証 金	免除
(9) 契 約 日	落札日から平成22年 3 月19日(金)まで

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

入札に参加を希望する者は、平成22年 3 月 5 日(金)までに、次に掲げる書類（以下「申込書」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書

イ 過去 2 年間に本業務と同様の業務について、契約を履行したことがあることを確認できる契約書等の写し（2 通以上）

ウ 消防設備士（第 1、3、4、5、6 類）の資格者が 2 名以上在籍していることを証明できるもの

エ 納税証明書（写し可）

・消費税（税務署で、『未納税額のないこと用（その 3）』の発行を受けること。）

・秋田市に納めた法人市民税（個人営業の者は、個人市民税）

・秋田市に納めた固定資産税（平成21年度分）

※ 消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※ 納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可

オ 登記簿謄本又は登記事項証明書（写し可）

カ アの様式については、秋田市ホームページから入手すること。

キ 申込書は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けしない。

(2) 指名および非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

イ 提出された申込書の審査結果により、指名されない場合がある。その者には非指名通知により、その旨を通知する。

ウ 指名通知および非指名通知は、F A X で行う。

(3) 入札について

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成22年2月25日(木)から平成22年3月5日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで
- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市保健所1F

保健総務課総務企画担当

4 その他

- (1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書は、返却しない。
- (3) 申込書の提出に関する問い合わせ先
秋田市保健所保健総務課総務企画担当
電話 018-883-1170

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成22年2月25日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に関する事項

(1) 委 託 業 務 名	岩見三内クリニック消防用設備保守点検整備業務
(2) 仕 様 書	別紙（省略）のとおり
(3) 履 行 場 所	秋田市河辺三内字外川原115番地
(4) 履 行 期 間	平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
(5) 入 札 参 加 要 件	① 消防設備士（第1、3、4、5、6類）の資格者が、2名以上在籍していること。 ② 消防用設備の保守又は施工に関し、過去2年間に市、国（公団等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行した実績を有すること。 ③ 秋田市に本社又は支店、営業所を有していること。 ④ 租税に滞納がないこと。 ⑤ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。 ⑥ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
(6) 入 札 参 加 申 込 み	
受 付 期 間	平成22年2月25日(木)から平成22年3月5日(金)まで (土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで)
受 付 場 所	秋田市八橋南一丁目8番3号 秋田市保健所保健総務課総務企画担当
(7) 指名（非指名）通知	平成22年3月9日(火)までにFAXで通知
(8) 入 札	
日 時	平成22年3月15日(月) 午前10時30分
場 所	秋田市八橋南一丁目8番3号 秋田市保健所
入 札 保 証 金	免除
(9) 契 約 日	落札日から平成22年3月19日(金)まで

2 注意事項

(1) 入札参加申込みについて

入札に参加を希望する者は、平成22年3月5日(金)までに、次に掲げる書類（以下「申込書」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書

イ 過去2年間に本業務と同様の業務について、契約を履行したことがあることを確認できる契約書等の写し（2通以上）

ウ 消防設備士（第1、3、4、5、6類）の資格者が2名以上在籍していることを証明できるもの

エ 納税証明書（写し可）

- ・消費税（税務署で、『未納税額のないこと用（その3）』の発行を受けること。）
- ・秋田市に納めた法人市民税（個人営業の者は、個人市民

税）

・秋田市に納めた固定資産税（平成21年度分）

※ 消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの

※ 納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可

オ 登記簿謄本又は登記事項証明書（写し可）

カ アの様式については、秋田市ホームページから入手すること。

キ 申込書は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けしない。

(2) 指名および非指名通知について

ア 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

- イ 提出された申込書の審査結果により、指名されない場合がある。その者には非指名通知により、その旨を通知する。
ウ 指名通知および非指名通知は、FAXで行う。

(3) 入札について

- ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成22年2月25日(木)から平成22年3月5日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から正午までおよび午後1時から午後5時まで
(2) 閲覧・貸出場所 秋田市保健所1F
保健総務課総務企画担当

4 その他

- (1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
(2) 提出された申込書は、返却しない。
(3) 申込書の提出に関する問い合わせ先
秋田市保健所保健総務課総務企画担当
電話 018-883-1170

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定に基づき当該変更後の農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

平成22年2月25日

秋田市長 穂 積 志

1 縦覧場所

秋田市八橋本町六丁目12番1号 秋田市農林部農林総務課

2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時30分まで
ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成22年2月26日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

- (1) 委託名 アトリオン広場地下自転車駐車場建物等保守等業務委託
(2) 委託場所 秋田市中通二丁目3番27号
(3) 委託期間 平成22年4月1日から平成23年3月31日まで
(4) 入札参加要件
ア 本市に入札参加資格審査申請書を提出し、受理されていること。
イ 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。

- ウ 対象契約を遂行するための各種法令に基づく許可を受けていること。
エ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止中でないこと。
オ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
カ 本市に本店又は支店を有するビル管理業者であり、本業務に関する消防設備の保守管理・点検ができる消防設備士又は消防設備点検資格者を配置できること。
キ 緊急時の連絡体制が整備されていること。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成22年3月17日(水) 午後1時20分
(2) 入札の場所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市庁舎3階 契約課入札室
(3) 入札保証金 免除
(4) 契約日 平成22年3月25日(木)予定
(5) 注意事項

- ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成22年3月5日(金)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
ア 公募型指名競争入札参加申込書
イ 本市に本社又は支店を有していることを証明するもの（法人登記事項証明書）
ウ 消防設備士又は消防設備点検資格者の確認ができるものおよび当該人が従業員であることを証するもの
エ 緊急時の連絡体制について明確にしたもの
(2) 申込書等の提出
申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
(3) 申込書等の受付
申込書等は、次のとおり受け付ける。
ア 受付期間 平成22年2月26日(金)から平成22年3月5日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後5時まで
イ 受付場所 秋田市山王一丁目1番1号
秋田市役所分館3階
秋田市民生活部生活総務課交通安全指導担当
ウ 申込用紙 秋田市民生活部生活総務課又は秋田市ホームページから入手のこと。
4 指名に関する事項
(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。
(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない

場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。

- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成22年 3 月12日(金)に F A Xで行う。

5 設計書および仕様書の閲覧等に関する事項

- (1) 閲覧・貸出期間は、平成22年 2 月26日(金)から平成22年 3 月 5 日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市役所分館 3 階
秋田市市民生活部生活総務課交通安全指導担当

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市市民生活部生活総務課交通安全指導担当
電話 018-866-2035

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成22年 2 月26日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

- (1) 委 託 名 秋田駅西地下自転車駐車場使用料徴収等業務委託
- (2) 委託場所 秋田市中通二丁目10番 1 号
- (3) 委託期間 平成22年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日まで
- (4) 入札参加要件
ア 本市に入札参加資格審査申請書を提出し、受理されていること。
イ 地方自治法施行令第167条の 4 (一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当しないこと。
ウ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止中でないこと。
エ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
オ 本市に本店・支店を置き、係員の配置はもとより緊急時の代替員配置に即応可能な相当数の従業員を有する駐車場又はビル管理者であること。
カ 過去 3 年間に、ゲートシステム等による駐輪場又は駐車場管理業務(料金徴収業務を含む。)の実績を有すること。
キ 緊急時の連絡体制が整備されていること。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成22年 3 月17日(水) 午後 1 時40分
- (2) 入札の場所 秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市庁舎 3 階 契約課入札室
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契 約 日 平成22年 3 月25日(木)予定
- (5) 注 意 事 項
ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て

た額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2 回を限度とする。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成22年 3 月 5 日(金)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
ア 公募型指名競争入札参加申込書
イ 本市に本社又は支店を有していることを証明するもの(法人登記事項証明書)
ウ 駐輪場又は駐車場管理業務実績調査(入札に参加しようとする者が、過去 3 年の間に、ゲートシステム等の機器による駐輪場又は駐車場管理業務(料金の機器徴収および利用者からの直接徴収業務を含む。)実績のあることを証するもの(契約書の写し、実績内容の確認できる資料を添付))
エ 緊急時の連絡体制について明確にしたもの

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

- ア 受付期間 平成22年 2 月26日(金)から平成22年 3 月 5 日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで
- イ 受付場所 秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市役所分館 3 階
秋田市市民生活部生活総務課交通安全指導担当
- ウ 申込用紙 秋田市市民生活部生活総務課又は秋田市ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成22年 3 月12日(金)に F A Xで行う。

5 設計書および仕様書の閲覧等に関する事項

- (1) 閲覧・貸出期間は、平成22年 2 月26日(金)から平成22年 3 月 5 日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市役所分館 3 階
秋田市市民生活部生活総務課交通安全指導担当

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市市民生活部生活総務課交通安全指導担当
電話 018-866-2035

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成22年 2 月26日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

- (1) 委 託 名 アトリオン広場地下自転車駐車場使用料徴収等業務委託
- (2) 委託場所 秋田市中通二丁目 3 番27号
- (3) 委託期間 平成22年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日まで
- (4) 入札参加要件

ア 本市に入札参加資格審査申請書を提出し、受理されていること。

イ 地方自治法施行令第167条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。

ウ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止中でないこと。

エ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

オ 本市に本店・支店を置き、係員の配置はもとより緊急時の代替員配置に即応可能な相当数の従業員を有する駐車場又はビル管理者であること。

カ 過去 3 年間に、機器による駐輪場又は駐車場管理業務（料金徴収業務を含む。）の実績を有すること。

キ 緊急時の連絡体制が整備されていること。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成22年 3 月17日(水) 午後 2 時
- (2) 入札の場所 秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市庁舎 3 階 契約課入札室
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契 約 日 平成22年 3 月25日(木)予定
- (5) 注 意 事 項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2 回を限度とする。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成22年 3 月 5 日(金)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書

イ 本市に本社又は支店を有していることを証明するもの（法人登記事項証明書）

ウ 駐輪場又は駐車場管理業務実績調書（入札に参加しようとする者が、過去 3 年の間に、機器による駐輪場又は駐車場管理業務（料金の機器徴収および利用者からの直接徴収業務を含む。）実績のあることを証するもの（契約書の写し、実績内容の確認できる資料を添付））

エ 緊急時の連絡体制について明確にしたもの

- (2) 申込書等の提出

申込書等は、持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成22年 2 月26日(金)から平成22年 3 月 5 日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで

イ 受付場所 秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市役所分館 3 階
秋田市市民生活部生活総務課交通安全指導担当

ウ 申込用紙 秋田市市民生活部生活総務課又は秋田市ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。

- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。

- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成22年 3 月 12日(金)に F A X で行う。

5 設計書および仕様書の閲覧等に関する事項

- (1) 閲覧・貸出期間は、平成22年 2 月26日(金)から平成22年 3 月 5 日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時までとする。

- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市役所分館 3 階
秋田市市民生活部生活総務課交通安全指導担当

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

- (2) 提出された申込書等は、返却しない。

- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市市民生活部生活総務課交通安全指導担当
電話 018-866-2035

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成22年 2 月26日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

- (1) 委 託 名 秋田駅東自転車等駐車場使用料徴収等業務委託
- (2) 委託場所 秋田市東通仲町 4 番 3 号
- (3) 委託期間 平成22年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日まで
- (4) 入札参加要件

ア 本市に入札参加資格審査申請書を提出し、受理されていること。

イ 地方自治法施行令第167条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。

ウ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止中でないこと。

エ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

オ 本市に本店・支店を置き、係員の配置はもとより緊急時の代替員配置に即応可能な相当数の従業員を有する駐車場

又はビル管理業者であること。

カ 過去 3 年間に、ゲートシステム等による駐輪場又は駐車場管理業務（料金徴収業務を含む。）の実績を有すること。
キ 緊急時の連絡体制が整備されていること。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成22年 3 月17日(水) 午後 2 時20分
- (2) 入札の場所 秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市庁舎 3 階 契約課入札室
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契 約 日 平成22年 3 月25日(木)予定
- (5) 注 意 事 項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2 回を限度とする。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成22年 3 月 5 日(金)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書

イ 本市に本社又は支店を有していることを証明するもの（法人登記事項証明書）

ウ 駐輪場又は駐車場管理業務実績調書（入札に参加しようとする者が、過去 3 年の間に、ゲートシステム等の機器による駐輪場又は駐車場管理業務（料金の機器徴収および利用者からの直接徴収業務を含む。）実績のあることを証するもの（契約書の写し、実績内容の確認できる資料を添付））

エ 緊急時の連絡体制について明確にしたもの

- (2) 申込書等の提出

申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成22年 2 月26日(金)から平成22年 3 月 5 日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで

イ 受付場所 秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市役所分館 3 階
秋田市市民生活部生活総務課交通安全指導担当

ウ 申込用紙 秋田市市民生活部生活総務課又は秋田市ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成22年 3 月

12日(金)に F A X で行う。

5 設計書および仕様書の閲覧等に関する事項

- (1) 閲覧・貸出期間は、平成22年 2 月26日(金)から平成22年 3 月 5 日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時までとする。

- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市役所分館 3 階
秋田市市民生活部生活総務課交通安全指導担当

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

- (2) 提出された申込書等は、返却しない。

- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市市民生活部生活総務課交通安全指導担当

電話 018-866-2035

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成22年 2 月26日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

- (1) 委 託 名 放置自転車撤去・保管および手数料徴収業務委託

- (2) 委託場所 自転車等放置禁止区域・規制区域（秋田駅周辺）ほか

- (3) 委託期間 平成22年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日まで

- (4) 入札参加要件

ア 本市に入札参加資格審査申請書を提出し、受理されていること。

イ 地方自治法施行令第167条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。

ウ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止中でないこと。

エ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

オ 本市に本店・支店を置き、係員の配置はもとより緊急時の代替員配置に即応可能な相当数の従業員を有する駐車場又はビル管理業者であること。

カ 撤去自転車等の搬送用車両（2 t トラック等）を保有又は調達し、業務に使用できること。

キ 過去 3 年間に、駐輪場又は駐車場における車両管理業務の実績を有すること。

ク 緊急時の連絡体制が整備されていること。

2 入札に関する事項

- (1) 入札の日時 平成22年 3 月17日(水) 午後 2 時40分

- (2) 入札の場所 秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市庁舎 3 階 契約課入札室

- (3) 入札保証金 免除

- (4) 契 約 日 平成22年 3 月25日(木)予定

- (5) 注 意 事 項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て

た額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

ウ 入札執行回数は、2回を限度とする。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成22年 3 月 5 日(金)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書

イ 本市に本社又は支店を有していることを証明するもの(法人登記事項証明書)

ウ 駐輪場又は駐車場管理業務実績調書(入札に参加しようとする者が、過去 3 年の間に、駐輪場又は駐車場管理業務の実績のあることを証するもの(契約書の写し、実績内容の確認できる資料を添付))

エ 緊急時の連絡体制について明確にしたもの

- (2) 申込書等の提出

申込書等は持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成22年 2 月26日(金)から平成22年 3 月 5 日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで

イ 受付場所 秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市役所分館 3 階
秋田市民生活部生活総務課交通安全指導担当

ウ 申込用紙 秋田市民生活部生活総務課又は秋田市ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成22年 3 月 12日(金)に F A X で行う。

5 設計書および仕様書の閲覧等に関する事項

- (1) 閲覧・貸出期間は、平成22年 2 月26日(金)から平成22年 3 月 5 日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市役所分館 3 階
秋田市民生活部生活総務課交通安全指導担当

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市民生活部生活総務課交通安全指導担当
電話 018-866-2035

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成22年 2 月26日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

(1) 委託名 自転車等駐車場整理等業務委託

(2) 委託場所 秋田市金足追分字海老穴257番 4 地内ほか

(3) 委託期間 平成22年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日まで

(4) 入札参加要件

ア 本市に入札参加資格審査申請書を提出し、受理されていること。

イ 地方自治法施行令第167条の 4 (一般競争入札の参加者の資格)の規定に該当しないこと。

ウ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止中でないこと。

エ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

オ 本市に本店・支店を置き、係員の配置はもとより緊急時の代替員配置に即応可能な相当数の従業員を有する駐車場又はビル管理業者であること。

カ 緊急時の連絡体制が整備されていること。

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成22年 3 月17日(水) 午後 3 時

(2) 入札の場所 秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市庁舎 3 階 契約課入札室

(3) 入札保証金 免除

(4) 契約日 平成22年 3 月25日(木)予定

(5) 注意事項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成22年 3 月 5 日(金)までに、次に掲げる書類(以下「申込書等」という。)を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申込書

イ 本市に本社又は支店を有していることを証明するもの(法人登記事項証明書)

ウ 緊急時の連絡体制について明確にしたもの

- (2) 申込書等の提出

申込書等は、持参によることとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (3) 申込書等の受付

申込書等は次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成22年 2 月26日(金)から平成22年 3 月 5 日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで

イ 受付場所 秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市役所分館 3 階

秋田市市民生活部生活総務課交通安全指導担当

ウ 申込用紙 秋田市市民生活部生活総務課又は秋田市ホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。
- (3) 指名通知および選定結果の通知については、平成22年 3 月 12日(金)に F A Xで行う。

5 設計書および仕様書の閲覧等に関する事項

- (1) 閲覧・貸出期間は、平成22年 2 月26日(金)から平成22年 3 月 5 日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時までとする。
- (2) 閲覧・貸出場所 秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市役所分館 3 階
秋田市市民生活部生活総務課交通安全指導担当

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市市民生活部生活総務課交通安全指導担当
電話 018-866-2035

秋田市公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
平成22年 2 月26日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する業務委託は下記のとおりである。
委託名 新屋図書館機械設備保守管理業務委託
委託場所 秋田市新屋大川町12番26号
秋田市立新屋図書館
委託期間 平成22年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日まで
入札参加要件 ① 秋田市内に本社、支社又は営業所等を有していること。
② 過去 5 年（業務が完了しているもの）の間に同規模の機械設備保守管理業務の実績があること。
③ 租税に滞納がないこと。
- (2) 上記業務委託に係る基本的な入札参加要件
ア 地方自治法施行令第167条の 4 第 1 項および第 2 項各号の規定による制限を受ける者でないこと。
イ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成22年 3 月23日(火) 午前 9 時
入札の場所 秋田市新屋大川町12番26号
秋田市立新屋図書館 研修室
入札保証金 免除
契 約 日 平成22年 3 月29日(月)（予定）
注 意 事 項 (1) 秋田市財務規則および入札心得を遵守のう

え、入札に参加すること。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札執行回数は、2 回を限度とする。

3 入札参加申込みにに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成22年 3 月 5 日(金)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。
ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1）
イ 機械設備保守管理業務経歴書（様式 2）
・契約書の写しを添付
ウ 納税証明書
・消費税（税務署で、『未納税額のないこと用（その 3）』の発行を受けること。）
・秋田市に納めた法人市民税
・秋田市に納めた固定資産税（平成21年度分）
※ 消費税・法人市民税は、直近の営業年度のもの
※ 納税証明書に代わって、各納付書の写しあるいは固定資産税および個人市民税を口座振替により納付している場合は、納税課で交付する「市税口座振替済のお知らせ」の提出でも可
エ 登記簿謄本
- (2) 申込書等の提出
申込書等の提出は、持参によるものとする。
- (3) 申込書等の受付
申込書等は、次のとおり受け付ける。
ア 受付期間 平成22年 2 月26日(金)から平成22年 3 月 5 日(金)までの毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。
イ 受付場所 秋田市新屋大川町12番26号
秋田市立新屋図書館
ウ 申請用紙 秋田市立新屋図書館又は秋田市ホームページから入手のこと。
- 4 指名に関する事項
(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に、指名通知する。
(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を連絡する。
(3) 指名通知および選定結果の通知については、平成22年 3 月 18日(木)に行う。
- 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
(1) 閲覧期間は、平成22年 2 月26日(金)から平成22年 3 月 5 日(金)までの毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。
(2) 閲覧・貸出場所 秋田市立新屋図書館
秋田市新屋大川町12番26号
- 6 その他
(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
(2) 提出された申込書等は、返却しない。
(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市立新屋図書館
電話 018-828-4215

秋田市公告

公募型指名競争入札を執行するので、秋田市財務規則第108条の規定に基づき、次のとおり公告し、公衆の縦覧に供する。

平成22年 2 月26日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

(1) 業務委託名

秋田市立土崎図書館設備保守点検業務委託

(2) 委託場所

秋田市土崎港中央六丁目16番30号 秋田市立土崎図書館

(3) 委託期間

平成22年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日まで

(4) 入札参加要件

ア 秋田市内に本社、支社又は営業所等を有していること。

イ 過去 5 年の間に同規模の設備保守点検業務の実績があること。

ウ 租税に滞納がないこと。

エ 地方自治法施行令第167条の 4 に規定する者でないこと。

2 入札に関する事項

(1) 入札の日時 平成22年 3 月24日(水) 午前11時

(2) 入札の場所 秋田市土崎港中央六丁目16番30号

秋田市立土崎図書館（2 階研修室）

(3) 入札保証金 免除

(4) 契 約 日 平成22年 3 月25日(木)から 3 月30日(火)までの間

(5) 注 意 事 項

ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守し、入札に参加すること。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税および地方消費税の額に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を入札書に記載すること。

ウ 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を 1 回に限り行う。

エ 落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

オ 代表者が入札行為の権限を代理人に委任するときは、入札時に委任状を提出すること。なお、入札書には代理人の印を押すこと。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 受付期間 平成22年 2 月26日(金)から平成22年 3 月 5 日(金)ま

(2) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

委託番号	委託名	納品場所	納 入 期 限	入 札 参 加 要 件
第 8 号	ハンディターミナル用検針お知らせ票の印刷	川尻みよし町14番8号（上下水道局お客様センター）	納入は年 3 回とする。 1 回目 平成22年 5 月21日 2 回目 平成22年 9 月24日 3 回目 平成23年 1 月24日	寒冷地（北海道、東北地方および北陸地方）の事業者とハンディターミナル用検針お知らせ票印刷の冬期間における契約実績があること。

での午前10時から午後 5 時までとする。

(2) 受付場所 秋田市立土崎図書館（事務室）

(3) 提出書類

ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式 1）

イ 設備保守点検業務実績書（様式 2）

※ 契約書および仕様書の写しを添付すること。

ウ 納税証明書（各証明書は直近のもので、写しでも可とする。）

(ア) 消費税（「納税証明書（未納額のない証明用）」税務署で発行）

(イ) 法人市民税（「納税証明書」秋田市市民税課で発行）

(ウ) 固定資産税（「納税証明書」秋田市固定資産税課で発行）

(エ) 登記簿謄本（「履歴事項全部証明書」法務局で発行）

(4) その他

ア 参加申込書（様式 1）および業務実績書（様式 2）は、土崎図書館又は秋田市ホームページ「市からのお知らせ」から入手のこと。

イ 提出書類は、土崎図書館へ持参したもののみ受け付ける。

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。

(2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には入札参加資格審査結果通知により、その旨を連絡する。

(3) 指名通知および入札参加資格審査結果については、平成22年 3 月19日(金)までに通知する。

5 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市立土崎図書館

電話 018-845-0572

上下水道局公告

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の 6 の規定により公告する。

平成22年 2 月 5 日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

(1) 契約種別

製造請負契約

2 入札に関する事項

入札の日時 平成22年 2 月23日(火) 午後 1 時30分

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8 号

秋田市上下水道局 別館

二階 会議室(庁舎 北側)

入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。

契 約 日 平成22年 2 月26日(金)

注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。

(4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- (1) 租税に滞納がないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

4 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成22年 2 月16日(火)までに、次に掲げる書類を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査のうえ、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容(過去の実績等)によっては、入札保証金を免除する場合がある。

ア 秋田市登録業者(財政部契約課)のもの

(ア) 入札参加申込書(様式1(省略))

(イ) 実績調書(様式2(省略))および契約書等の写し

イ 秋田市登録業者(財政部契約課)ではないもの

(ア) 入札参加申込書(様式1(省略))

(イ) 実績調書(様式2(省略))および契約書等の写し

(ウ) 法人登記簿謄本の写し(入札参加申込書を提出する日を基準として3か月以内に発行されたものに限る。)

(エ) 直近の事業年度の法人市民税および事業所税の納税証明書(領収書の写し又は口座振替済通知書の写しでも可)

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成22年 2 月 5 日(金)から平成22年 2 月16日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請用紙 秋田市ホームページ(上下水道局)から入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成22年 2 月 5 日(金)から平成22年 2 月22日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。

- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

- (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 入札参加資格証の交付に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者には、平成22年 2 月19日(金)に一般競争入札参加資格証を交付する。

7 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

- (2) 提出された申込書等は、返却しない。

- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成22年 2 月 5 日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する業務委託は、次のとおりである。

委託番号	委託業務名	修繕場所	履 行 期 間	入 札 参 加 要 件
第 6 号	仕切弁きょう整備修繕委託	秋田市一円	平成22年 4 月 1 日から 平成23年 3 月31日まで	水道施設工事A級 (基本的要件については別に記載)

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 前項の入札参加要件で、「水道施設工事A級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課から水道施設工事のA級に等級格付されている者をいう。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。

エ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

オ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成22年 2 月23日(火) 午前10時30分

入札の場所 秋田市豊岩豊巻字上野164番地

秋田市上下水道局豊岩浄水場 1 階 会議室

入札保証金 免 除

契 約 日 平成22年 2 月26日(金)

注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とし、落札比率（落札価格を設計額で除した値）により、請負比率を決定する（仕切弁きょう整備工事は、1 工事各々設計に相違があるため工事代金は、完成 1 件ごとに工事設計額に請負比率を乗じて算出し消費税等相当額を加えた額を精算額とする。）。消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を 1 回に限り行う。

(4) 落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成22年 2 月16日(火)までに、公募型指名競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）を提出すること。

(2) 申込書の提出

申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書の受付

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

委託番号	委 託 業 務 名	履 行 場 所	履 行 期 間	入 札 参 加 要 件
第 9 号	秋田市豊岩豊巻・小山・石田坂農業集落排水処理施設維持管理業務委託	秋田市豊岩地内	平成22年 4 月 1 日から 平成23年 3 月31日まで	3 に記載 ※ 浄化槽技術管理者の資格者を有する業者であること。
第10号	秋田市内旭川笹岡農業集落排水処理施設維持管理業務委託	秋田市内旭川笹岡地内	平成22年 4 月 1 日から 平成23年 3 月31日まで	3 に記載
第11号	秋田市内下北手寒川・下北手中央農業集落排水処理施設維持管理業務委託	秋田市内下北手地内	平成22年 4 月 1 日から 平成23年 3 月31日まで	3 に記載 ※ 浄化槽技術管理者の資格者を有する業者であること。
第12号	秋田市内下新城北部・南部農業集落排水処理施設維持管理業務委託	秋田市内下新城地内	平成22年 4 月 1 日から 平成23年 3 月31日まで	3 に記載 ※ 浄化槽技術管理者の資格者を有する業者であること。

申込書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成22年 2 月 5 日(金)から平成22年 2 月16日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申込書・入札書・委任状等は秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。

(2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果通知については、平成22年 2 月19日(金)に通知する。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成22年 2 月 5 日(金)から平成22年 2 月22日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。

(2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

(1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書は、返却しない。

(3) 申込書の提出に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の 6 の規定により公告する。

平成22年 2 月 5 日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

第13号	秋田市上新城農業集落排水処理施設維持管理業務委託	秋田市上新城地内	平成22年 4 月 1 日から 平成23年 3 月31日まで	3に記載 ※ 浄化槽技術管理者の資格者を有する業者であること。
第14号	秋田市上北手東部農業集落排水処理施設維持管理業務委託	秋田市上北手猿田地内	平成22年 4 月 1 日から 平成23年 3 月31日まで	3に記載
第15号	秋田市河辺岩見三内中央・飛沢・砂子測・三内・岩見農業集落排水処理施設維持管理業務委託	秋田市河辺岩見三内中央・飛沢・砂子測・三内・岩見地内	平成22年 4 月 1 日から 平成23年 3 月31日まで	3に記載 ※ 浄化槽技術管理者の資格者を有する業者であること。
第16号	秋田市河辺赤平・下三内農業集落排水処理施設維持管理業務委託	秋田市河辺赤平・下三内地内	平成22年 4 月 1 日から 平成23年 3 月31日まで	3に記載 ※ 浄化槽技術管理者の資格者を有する業者であること。
第17号	秋田市雄和新波・萱ヶ沢農業集落排水処理施設維持管理業務委託	秋田市雄和新波・萱ヶ沢地区地内	平成22年 4 月 1 日から 平成23年 3 月31日まで	3に記載 ※ 浄化槽技術管理者の資格者を有する業者であること。
第18号	秋田市雄和向野農業集落排水処理施設維持管理業務委託	秋田市雄和向野地内	平成22年 4 月 1 日から 平成23年 3 月31日まで	3に記載 ※ 浄化槽技術管理者の資格者を有する業者であること。
第19号	秋田市雄和戸賀沢農業集落排水処理施設維持管理業務委託	秋田市雄和戸賀沢地内	平成22年 4 月 1 日から 平成23年 3 月31日まで	3に記載 ※ 浄化槽技術管理者の資格者を有する業者であること。
第20号	秋田市雄和種平農業集落排水処理施設維持管理業務委託	秋田市雄和種平地内	平成22年 4 月 1 日から 平成23年 3 月31日まで	3に記載 ※ 浄化槽技術管理者の資格者を有する業者であること。
第21号	地域下水道処理施設保守点検業務委託	秋田市大平台・桜ヶ丘・雄和妙法地内	平成22年 4 月 1 日から 平成23年 3 月31日まで	3に記載 ※ 浄化槽技術管理者の資格者を有する業者であること。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成22年 2 月23日(火) 午前10時45分

入札の場所 秋田市豊岩豊巻字上野164番地

秋田市上下水道局豊岩浄水場 1 階 会議室

入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の 5 以上の金額を納付すること。

契 約 日 平成22年 2 月26日(金)

注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を 1 回に限り行う。

(4) 落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

定する。

3 入札に参加する者に必要な要件

- (1) 秋田市浄化槽保守点検業者に登録があること。
- (2) 過去 2 年間に地方自治体又は民間企業に対し、農業集落排水処理施設維持管理業務もしくは合併浄化槽維持管理業務の実績があること。
- (3) 租税に滞納がないこと。
- (4) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。
- (7) 入札参加要件欄に※印がある委託業務は、浄化槽技術管理者の資格者を有する業者でなければならない。

4 入札参加申込に関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成22年 2 月16日(火)までに、次に掲げる書類を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査のうえ、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容（過去の実績等）によっては、入札保証金を免除する場合がある。
- ア 秋田市登録業者（財政部契約課）のもの

- (ア) 入札参加申込書（様式 1（省略））
 (イ) 契約実績調書（様式 2（省略））および契約書等の写し
 (ウ) 技術者経歴書（様式 3（省略））
 (エ) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第48条第 1 項に規定する秋田市長の登録証明書の写し
 イ 秋田市登録業者（財政部契約課）ではないもの
 (ア) 入札参加申込書（様式 1（省略））
 (イ) 契約実績調書（様式 2（省略））および契約書等の写し
 (ウ) 技術者経歴書（様式 3（省略））
 (エ) 浄化槽法（昭和58年法律第43号）第48条第 1 項に規定する秋田市長の登録証明書の写し
 (オ) 法人登記簿謄本の写し（入札参加申込書を提出する日を基準として 3 か月以内に発行されたものに限る。）、個人にあっては営業の事実を証する書類
 (カ) 直近の事業年度の法人市民税（個人営業の者は、個人市民税）、事業所税の納税証明書（領収書の写し又は口座振替済通知書の写しでも可）
 (2) 申込書等の提出
 申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
 (3) 申込書等の受付
 申込書等は、次のとおり受け付ける。
 ア 受付期間 平成22年 2 月 5 日(金)から平成22年 2 月16日(火)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで
 イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

- ウ 申請用紙 秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。
 上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>
 5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項
 (1) 閲覧期間は、平成22年 2 月 5 日(金)から平成22年 2 月22日(月)までの土曜日および日曜・祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。
 (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載
 6 入札参加資格証の交付に関する事項
 (1) 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者には、平成22年 2 月19日(金)に一般競争入札参加資格証を交付する。
 7 その他
 (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
 (2) 提出された申込書等は、返却しない。
 (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
 秋田市上下水道局総務課管財係
 電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の 6 の規定により公告する。

平成22年 2 月12日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

番号	委託業務名	履行場所	履行期間	入 札 参 加 要 件
単 価 第 1 号	八橋下水道終末処理場脱水ケーキ運搬業務委託	八橋下水道終末処理場（秋田市八橋本町六丁目12番15号）	平成22年 4 月 1 日から平成23年3月31日まで	次の①から③の要件を満たしていること。 ① 廃棄物処理法、第14条第 1 項に規定する収集運搬業の秋田市についての許可業者 ② 最大積載量 8 t 以上10 t 以下のダンプトラック（全長9.3m、全幅2.6m、全高3.4m以下）を 2 台以上を配備できること。また、荷台を密閉式（機械式）とすること。 ③ 過去 2 年間に地方自治体又は民間企業に対し産業廃棄物の搬出実績があること。 （基本的要件については別に記載）
単 価 第 2 号	八橋下水道終末処理場沈砂・し渣運搬業務委託	八橋下水道終末処理場（秋田市八橋本町六丁目12番15号）	平成22年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日まで	次の①から③の要件を満たしていること。 ① 廃棄物処理法、第 7 条第 1 項に規定する収集運搬業の秋田市についての許可業者 ② アームロール車（荷台を高さ1.9m以下の 6 m ³ ～ 8 m ³ コンテナとする。）を有していること。 ③ 過去 2 年間に地方自治体又は民間企業に対し一般廃棄物の搬出実績があること。 （基本的要件については別に記載）

2 入札に関する事項

入札の日時 平成22年 3 月 2 日(火) 午前11時40分
 入札の場所 秋田市豊岩豊巻字上野164番地

秋田市上下水道局豊岩浄水場 1 階 会議室
 入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の 5 以上の金額を納付すること。

契 約 日 平成22年 3 月 5 日(金)

入 札 金 額 入札書には、1 t 当たりの単価を記載すること。

注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程
および入札心得を遵守のうえ、入札に参加す
ること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載され
た金額に当該金額の100分の 5 に相当する額
を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数
があるときは、その端数金額を切り捨てた額）
を落札価格とするので、消費税および地方消
費税に係る課税・免税事業者であるかを問わ
ず、見積もった契約希望金額の105分の100に
相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入
札を 1 回に限り行う。

(4) 落札者となるべき同価格の入札者が 2 人
以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決
定する。

3 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- (1) 租税に滞納がないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であ
ること。
- (3) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全である
と認められる者でないこと。
- (4) 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でな
いこと。

4 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成22年 2 月23日(木)までに、
次に掲げる書類を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査
のうえ、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容（過去の実績等）によっては、入
札保証金を免除する場合がある。

ア 秋田市登録業者（財政部契約課）のもの

- (ア) 入札参加申込書（様式 1（省略））
- (イ) 契約実績調書（様式 2（省略））
- (ウ) 廃棄物処理法第14条第 1 項に規定又は第 7 条第 1 項に
規定する収集運搬業の許可証の写し

イ 秋田市登録業者（財政部契約課）ではないもの

- (ア) 入札参加申込書（様式 1（省略））
- (イ) 契約実績調書（様式 2（省略））
- (ウ) 廃棄物処理法第14条第 1 項に規定又は第 7 条第 1 項に
規定する収集運搬業の許可証の写し
- (エ) 法人登記簿謄本の写し（入札参加申込みを提出する日
を基準として 3 か月以内に発行されたものに限る。）、個
人にとっては営業の事実を証する書類
- (オ) 直近の事業年度の法人市民税（個人営業の者は、個人
市民税）、事業所税の納税証明書（領収書の写し又は口
座振替済通知書の写しでも可）

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは
受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成22年 2 月12日(金)から平成22年 2 月23日(木)
までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後

4 時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請用紙 秋田市ホームページ（上下水道局）から入手
すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成22年 2 月12日(金)から平成22年 3 月 1 日(月)
までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4
時までとする。

(2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲
載

6 入札参加資格証の交付に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者に
は、平成22年 2 月26日(金)に一般競争入札参加資格証を交付す
る。

7 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成22年 2 月12日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する物件は、次のとおりである。

物品番号	物件名	納 品 場 所	納入期限
第15号	平行移動 書庫一式 購入	秋田市上下水道局 4 F (秋田市川尻みよし町14 番 8 号)	平成22年 3 月31日

(2) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

ア 秋田市財政部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録さ
れていること。

イ 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者で
あること。

ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であ
ると認められる者でないこと。

エ 本市の入札参加資格の停止又は指名停止期間中でないこ
と。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成22年 3 月 1 日(月) 午前11時

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8 号

秋田市上下水道局 別館

二階 会議室（庁舎 北側）

入札保証金 免 除

契 約 日 平成22年 3 月 3 日(水)

注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程
および入札心得を遵守のうえ、入札に参加す
ること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載され

た金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を 1 回に限り行う。

(4) 落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成22年 2 月23日(火)までに、公募型指名競争入札参加申込書（以下「申込書」という（様式 1 ）。）を提出すること。

(2) 申込書の提出

申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 同等品で参加される場合

同等品で入札参加される場合は、同等品承認書（様式 2 ）にメーカー名、型式および規格等を明記し、担当課の承認を得たうえで、申込書と一緒に提出しなければならない。

(4) 申込書の受付

申込書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成22年 2 月12日(金)から平成22年 2 月23日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申込書・入札書・委任状等は秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。

(2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。

(3) 指名通知および選定結果通知については、平成22年 2 月26日(金)に通知する。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成22年 2 月12日(金)から平成22年 2 月26日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。

(2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

(1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書は、返却しない。

(3) 申込書の提出等に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成22年 2 月12日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

(1) 契約種別 製造請負契約

(2) 入札に付する物件は、次のとおりである。

番 号	物 件 名	納品場所	納入期限
第132号	「上下水道のしおり」 作成	上下水道局が 指定する場所	平成22年 3 月31日

(3) 上記物件に係る基本的な入札参加要件

次のすべてを満たすこと。

ア 秋田市財政部契約課の秋田市物品業者登録名簿に登録されていること。

イ 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

ウ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

エ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成22年 3 月 1 日(月) 午前10時30分

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8 号

秋田市上下水道局 別館

二階 会議室（庁舎 北側）

入札保証金 免 除

契 約 日 平成22年 3 月 3 日(水)

注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を 1 回に限り行う。

(4) 落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成22年 2 月23日(火)までに、公募型指名競争入札参加申込書（以下「申込書」という。）を提出すること。

(2) 申込書の提出

申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書の受付

申込書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成22年 2 月12日(金)から平成22年 2 月23日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後

4 時まで
 イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 ウ 申込書・入札書・委任状等 秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。
 上下水道局ホームページ
<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成22年 2 月26日(金)に通知する。

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成22年 2 月12日(金)から平成22年 2 月26日(金)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

番 号	委 託 業 務 名	履 行 場 所	履 行 期 間	入 札 参 加 要 件
委託 第33号	秋田市河辺・雄和地区マンホールポンプ施設保守点検業務委託	秋田市河辺戸島字本町41番地 3 他70箇所	平成22年 4 月 1 日から 平成23年 3 月31日まで	次の①および②の要件をすべて満たしていること。 ① 機械器具設置工事 A 級 ② 本業務の従事者は次の資格を有すること。 ・酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 ・第二種電気工事士 (基本的要件については別に記載)
委託 第34号	秋田市中央地区マンホールポンプ施設保守点検業務委託	秋田市手形新栄町地内他50箇所	平成22年 4 月 1 日から 平成23年 3 月31日まで	
委託 第35号	秋田市南部地区マンホールポンプ施設保守点検業務委託	秋田市茨島二丁目 1 番地内他69箇所	平成22年 4 月 1 日から 平成23年 3 月31日まで	
委託 第36号	秋田市北部地区マンホールポンプ施設保守点検業務委託	秋田市金足小泉上前 1 地内他47箇所	平成22年 4 月 1 日から 平成23年 3 月31日まで	
委託 第37号	秋田市仁別・下浜地区マンホールポンプ施設保守点検業務委託	秋田市仁別字小水沢地内他 9 箇所	平成22年 4 月 1 日から 平成23年 3 月31日まで	
委託 第38号	秋田市山王雨水排水ポンプ場保守点検業務委託	秋田市八橋南一丁目 8 番 1 号（秋田市山王雨水排水ポンプ場）	平成22年 4 月 1 日から 平成23年 3 月31日まで	
委託 第39号	ポンプ場保守点検業務委託	金照寺山ポンプ場他 32箇所	平成22年 4 月 1 日から 平成23年 3 月31日まで	次の①および②の要件をすべて満たしていること。 ① 機械器具設置工事 A 級 ② 本業務の従事者は次の資格を有すること。 ・第二種電気工事士 (基本的要件については別に記載)

- (2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

ア 前項の入札参加要件で、「機械器具設置工事 A 級」とあるのは、秋田市内に本社を有する業者で、秋田市財政部契約課に入札参加資格審査申請書を提出し、秋田市財政部契約課から機械器具設置工事の A 級に等級格付されている者をいう。

イ 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

ウ 建設業法による営業停止期間中でないこと。

(2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
 (3) 仕様書（内訳）等は、上下水道局ホームページにも掲載
 6 外部委託について 秋田市水道事業および下水道事業財務規程第115条の規定により、契約の履行について、その全部もしくは大部分を一括して第三者に委任させ、又は請け負わせることを禁止している。

7 その他

- (1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書は、返却しない。
- (3) 申込書の提出等に関する問い合わせ先
 秋田市上下水道局総務課管財係
 電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。
 平成22年 2 月12日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

エ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

オ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成22年 3 月 2 日(火) 午前10時30分

入札の場所 秋田市豊岩豊巻字上野164番地

秋田市上下水道局豊岩浄水場 1 階 会議室

入札保証金 免 除

契 約 日 平成22年 3 月 5 日(金)

- 注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成22年 2 月23日(火)までに、次に掲げる書類（以下「申込書等」という。）を提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない
- ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1）
- イ 配置予定従事者の資格者証の写し
- (2) 申込書等の提出
- 申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。
- (3) 申込書等の受付
- 申込書は、次のとおり受け付ける。
- ア 受付期間 平成22年 2 月12日(金)から平成22年 2 月23日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申込書・入札書・委任状等 秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書等の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成22年 2 月26日(金)に通知する。

5 設計書および仕様書等の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成22年 2 月12日(金)から平成22年 3 月 1 日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
- 秋田市上下水道局総務課管財係
- 電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり入札を執行するので、入札参加希望者を公募する。

平成22年 2 月12日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する委託業務は、下記のとおりである。

委託番号	委 託 業 務 名	履 行 場 所	履 行 期 間	入 札 参 加 要 件
第40号	秋田市上下水道局庁舎内外清掃業務委託	秋田市上下水道局（川尻みよし町14番 8 号）	平成22年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日まで	秋田市財政部契約課庁舎清掃業者等登録名簿の「1. 建築物清掃業」か「8. 建築物環境衛生総合（一般）管理業」のいずれかの登録業種を有する者であること。 （基本的要件については別に記載）
第41号	秋田市川口汚水中継ポンプ場清掃業務委託	秋田市上下水道局川口汚水中継ポンプ場	平成22年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日まで	
第42号	浄水場清掃業務委託	秋田市上下水道局仁井田・豊岩浄水場	平成22年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日まで	
第43号	八橋下水道終末処理場内外清掃業務委託	秋田市上下水道局八橋下水道終末処理場	平成22年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日まで	
第44号	川尻庁舎ビル管理業務委託	秋田市上下水道局（川尻みよし町14番 8 号）	平成22年 4 月 1 日から平成23年 3 月31日まで	秋田市財政部契約課庁舎清掃業者等登録名簿の「5. 建築物飲料水貯水槽清掃業」、「7. 建築物ねずみ昆虫等防除業」および「8. 建築物環境衛生総合（一般）管理業」の登録業種のすべてに登録されていること。 （基本的要件については別に記載）

(2) 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- ウ 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

2 入札に関する事項

入札の日時 平成22年 3 月 2 日(火) 午前11時10分

入札の場所 秋田市豊岩豊巻字上野164番地

秋田市上下水道局豊岩浄水場 1 階 会議室

入札保証金 免 除

契 約 日 平成22年 3 月 5 日(金)

- 注 意 事 項 (1) 原則と予定価格の10分の6から10分の8の範囲内で最低制限価格を設定する。なお、最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を落札者とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
- (5) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成22年 2 月23日(火)までに、公募型指名競争入札参加申込書（以下「申込書」という。（様式1））を提出すること。

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

番 号	委託業務名	履行場所	履行期間	入 札 参 加 要 件
委託 第45号	秋田市上下水道局庁舎等一般廃棄物運搬業務委託	秋田市上下水道局（川尻みよし町14番8号）ほか3箇所	平成22年 4 月 1 日から 平成23年 3 月31日まで	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 秋田市の一般廃棄物（ごみ）収集運搬許可業者であること。 ② 地方自治体又は民間企業に対し一般廃棄物の運搬実績があること。 （基本的要件については別に記載）

2 入札に関する事項

入札の日時 平成22年 3 月 2 日(火) 午前11時30分

(2) 申込書の提出

申込書は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書の受付

申込書は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成22年 2 月12日(金)から平成22年 2 月23日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申込書・入札書・委任状等 秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知するものとする。
- (2) 提出された申込書の審査の結果等により、指名されない場合がある。その者には選定結果通知により、その旨を通知する。
- (3) 指名通知および選定結果通知については、平成22年 2 月26日(金)に通知する。

5 設計書および仕様書等の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成22年 2 月12日(金)から平成22年 3 月 1 日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 その他

- (1) 申込書の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書は、返却しない。
- (3) 申込書の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定により公告する。

平成22年 2 月12日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。

契 約 日 平成22年 3 月 5 日(金)

- 注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。
- (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- (1) 租税に滞納がないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

4 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成22年 2 月23日(火)までに、次に掲げる書類を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査のうえ、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容（過去の実績等）によっては、入札保証金を免除する場合がある。
- ア 秋田市登録業者（財政部契約課）のもの
- （ア）入札参加申込書（様式1（省略））
- （イ）契約実績調書（様式2（省略））
- イ 秋田市登録業者（財政部契約課）ではないもの
- （ア）入札参加申込書（様式1（省略））
- （イ）契約実績調書（様式2（省略））
- （ウ）法人登記簿謄本の写し（入札参加申込みを提出する日を基準として3か月以内に発行されたものに限る。）、個

人にあっては営業の事実を証する書類

(ニ) 直近の事業年度の法人市民税（個人営業の者は、個人市民税）、事業所税の納税証明書（領収書の写し又は口座振替済通知書の写しでも可）

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成22年 2 月12日(金)から平成22年 2 月23日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請用紙 秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成22年 2 月12日(金)から平成22年 3 月 1 日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前9時から午後4時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 入札参加資格証の交付に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者には、平成22年 2 月26日(金)に一般競争入札参加資格証を交付する。

7 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

平成22年 2 月19日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

番 号	委託業務名	履行場所	履行期間	入 札 参 加 要 件
単価 第 3 号	沈砂運搬処理処分業務	川口ポンプ場 （桧山登町12番 43号） 他 8 箇所	平成22年 4 月 1 日から 平成23年 3 月31日まで	次の①から⑥までの要件を満たしていること。 ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法第137号。以下「法」という。）第14条第1項に基づく、秋田市の許可を有していること。 ② 法第14条第6項に基づく、秋田市の許可を有していること。 ③ 秋田市内に有機汚泥（含水率85%以上）の中間処分場を有すること。 ④ 4 t ダンプ（アームロール車を除く。）を有し、産業廃棄物運搬車両の登録を受けていること。

				⑤ 休日も本業務をおこなえる体制をとれること。 ⑥ 地方自治体又は民間企業に対し、有機汚泥の運搬および処理処分の実績があること。 (基本的要件については別に記載)
--	--	--	--	---

2 入札に関する事項

入札の日時 平成22年 3 月 9 日(火) 午後 2 時

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8 号
秋田市上下水道局 別館
二階 会議室(庁舎 北側)

入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の5以上の金額を納付すること。

契 約 日 平成22年 3 月12日(金)

入 札 金 額 入札書には、1 回当たりの単価を記載すること。

- 注 意 事 項
- (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
 - (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (3) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1 回に限り行う。
 - (4) 落札者となるべき同価格の入札者が2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- (1) 租税に滞納がないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

4 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成22年 3 月 2 日(火)までに、次に掲げる書類を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査のうえ、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容(過去の実績等)によっては、入札保証金を免除する場合がある。

ア 秋田市登録業者(財政部契約課)のもの

- (ア) 入札参加申込書(様式1 (省略))
- (イ) 契約実績調書(様式2 (省略))
- (ウ) 法第14条第1 項および第6 項に基づく秋田市の許可証の写し

イ 秋田市登録業者(財政部契約課)ではないもの

- (ア) 入札参加申込書(様式1 (省略))
- (イ) 契約実績調書(様式2 (省略))
- (ウ) 法第14条第1 項および第6 項に基づく秋田市の許可証の写し
- (エ) 法人登記簿謄本の写し(入札参加申込みを提出する日

を基準として3 か月以内に発行されたものに限る。)、個人にあっては営業の事実を証する書類

(ホ) 直近の事業年度の法人市民税(個人営業の者は、個人市民税)、事業所税の納税証明書(領収書の写し又は口座振替済通知書の写しでも可)

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成22年 2 月19日(金)から平成22年 3 月 2 日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請用紙 秋田市ホームページ(上下水道局)から入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成22年 2 月19日(金)から平成22年 3 月 8 日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。

(2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 入札参加資格証の交付に関する事項

入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者には、平成22年 3 月 5 日(金)に一般競争入札参加資格証を交付する。

7 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により公告する。

平成22年 2 月19日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

委託番号・委託名	履 行 場 所	履 行 期 間	入札参加要件
第50号 川尻庁舎消防設備保守点検業務委託	秋田市上下水道局 (川尻みよし町14番 8 号)	平成22年 4 月 1 日から 平成23年 3 月31日まで	3 に記載
第51号 浄、配水場消防設備保守点検業務委託	仁井田浄水場(仁井田字新中島 221番地の 2) 他 4 箇所	平成22年 4 月 1 日から 平成23年 3 月31日まで	
第52号 八橋下水道終末処理場消防設備保守点検業務委託	八橋下水道終末処理場(八橋本 町六丁目12番15号)	平成22年 4 月 1 日から 平成23年 3 月31日まで	
第53号 秋田市汚水中継ポンプ場消防設備保守点検業務委託	川口ポンプ場(栖山登町12番43 号) 他 5 箇所	平成22年 4 月 1 日から 平成23年 3 月31日まで	

2 入札に関する事項

入札の日時 平成22年 3 月 9 日(火) 午前10時30分

入札の場所 秋田市豊岩豊巻字上野164番地
秋田市上下水道局豊岩浄水場 1 階 会議室入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100
分の 5 以上の金額を納付すること。

契 約 日 平成22年 3 月12日(金)

注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程
および入札心得を遵守のうえ、入札に参加す
ること。(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載され
た金額に当該金額の100分の 5 に相当する額
を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数
があるときは、その端数金額を切り捨てた額)
を落札価格とするので、消費税および地方消
費税に係る課税・免税事業者であるかを問わ
ず、見積もった契約希望金額の105分の100に
相当する金額を入札書に記載すること。(3) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の
入札を 1 回に限り行う。(4) 落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以
上あるときは、直ちにくじにより落札者を決
定する。

3 入札に参加する者に必要な要件

- (1) 秋田市内に本社、支店、営業所等を有していること。
- (2) 秋田県内において、消防法施行規則に基づく消防用設備等
の保守点検の実績があること。
- (3) 当該各消防用設備(各々の消防設備保守点検業務基準表等
に記載された対象設備)において、点検可能な次の資格者を
配置できること。

・消防設備士又は消防設備点検資格者

- (4) 消防用設備等点検済表示登録会員であること。
- (5) 租税に滞納がないこと。
- (6) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であ
ること。
- (7) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全である
と認められる者でないこと。
- (8) 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でな
いこと。

4 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成22年 3 月 2 日(火)までに、

次に掲げる書類を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査
のうえ、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければなら
ない。また、その審査内容(過去の実績等)によっては、入
札保証金を免除する場合がある。

ア 秋田市登録業者(財政部契約課)のもの

- (ア) 入札参加申込書(様式 1 (省略))
- (イ) 実績調書(様式 2 (省略))および契約書等の写し
- (ウ) 配置予定資格者の免状の写し

イ 秋田市登録業者(財政部契約課)ではないもの

- (ア) 入札参加申込書(様式 1 (省略))
- (イ) 実績調書(様式 2 (省略))および契約書等の写し
- (ウ) 配置予定資格者の免状の写し
- (エ) 法人登記簿謄本の写し(入札参加申込書を提出する日
を基準として 3 か月以内に発行されたものに限る。)
- (オ) 直近の事業年度の法人市民税および事業所税の納税証
明書(領収書の写し又は口座振替済通知書の写しでも可)

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは
受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成22年 2 月19日(金)から平成22年 3 月 2 日(火)
までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後
4 時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請用紙 秋田市ホームページ(上下水道局)から入手
すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成22年 2 月19日(金)から平成22年 3 月 8 日(月)
までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4
時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲
載

6 入札参加資格証の交付に関する事項

入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者には、
平成22年 3 月 5 日(金)に一般競争入札参加資格証を交付する。

7 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
 (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
 秋田市上下水道局総務課管財係
 電話 018-823-8434

秋田上下水道局公告

次とおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 の規定により公告する。

平成22年 2 月19日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

- (1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

番 号	委 託 業 務 名	履 行 場 所	履 行 期 間	入 札 参 加 要 件
第54号	水質分析委託	仁井田浄水場・豊岩浄水場	平成22年 4 月 1 日から 平成23年 3 月31日まで	次の①から③までの要件を満たしていること。 ① 秋田市内に本社、支店、営業所等を有していること。 ② 厚生労働省の「水質検査機関」に登録があり、水質検査を行う区域に秋田県を含んでいること。 ③ 過去 5 年間に秋田県内で水道法第20条に係わる水質検査の実績があること。 （基本的要件については別に記載）
第55号	八橋下水道終末処理場ほか羽川・金足・仁別浄化センター水質等分析業務委託	八橋下水道終末処理場・羽川浄化センター・金足浄化センター・仁別浄化センター	平成22年 4 月 1 日から 平成23年 3 月31日まで	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 計量証明事業者の登録（事業区分 濃度）をしており、秋田市内に本社、支店、営業所等を有していること。 ② 過去 5 年間に秋田県内の下水道処理施設等において水質分析の業務実績があること。 （基本的要件については別に記載）

2 入札に関する事項

入札の日時 平成22年 3 月 9 日(火) 午前11時

入札の場所 秋田市豊岩豊巻字上野164番地
 秋田市上下水道局豊岩浄水場 1 階 会議室

入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の 5 以上の金額を納付すること。

契 約 日 平成22年 3 月12日(金)

- 注 意 事 項 (1) 秋田市下水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。
 (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 (3) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を 1 回に限り行う。
 (4) 落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 上記業務に係る基本的な入札参加要件

- (1) 租税に滞納がないこと。
 (2) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
 (3) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全であると認められる者でないこと。

- (4) 本市の入札参加資格の停止又は指名停止期間中でないこと。

4 入札参加申込みに関する事項

- (1) 入札に参加を希望する者は、平成22年 3 月 2 日(火)までに、次に掲げる書類を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査のうえ、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容（過去の実績等）によっては、入札保証金を免除する場合がある。

ア 秋田市登録業者（財政部契約課）のもの

(ア) 入札参加申込書（様式 1（省略））

(イ) 契約実績調査（様式 2（省略））および契約書等の写し

(ウ) 計量証明事業の登録簿の謄本の写し（委託第55号入札参加希望者のみ）

イ 秋田市登録業者（財政部契約課）ではないもの

(ア) 入札参加申込書（様式 1（省略））

(イ) 契約実績調査（様式 2（省略））および契約書等の写し

(ウ) 計量証明事業の登録簿の謄本の写し（委託第55号入札参加希望者のみ）

(エ) 法人登記簿謄本の写し（入札参加申込を提出する日を基準として 3 か月以内に発行されたものに限る。）

(オ) 直近の事業年度の法人市民税および事業所税の納税証明書（領収書の写し又は口座振替済通知書の写しでも可）

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成22年 2 月19日(金)から平成22年 3 月 2 日(火)

までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請用紙 秋田市ホームページ（上下水道局）から入手すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

(1) 閲覧期間は、平成22年 2 月19日(金)から平成22年 3 月 8 日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。

(2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係

(3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 入札参加資格証の交付に関する事項

(1) 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者には、平成22年 3 月 5 日(金)に一般競争入札参加資格証を交付する。

7 その他

(1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

(2) 提出された申込書等は、返却しない。

(3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先

秋田市上下水道局総務課管財係

電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

次のとおり一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 6 の規定により公告する。

平成22年 2 月19日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

1 入札に付する事項

(1) 入札に付する委託業務は、次のとおりである。

委託番号	委 託 名	委託箇所	履行期間	入 札 参 加 要 件
第56号	自記録データ回収 および集計業務委託	金足大清水字大 清水台 1 番地 他50箇所	平成22年 4 月 1 日から 平成23年 3 月31日まで	次の①および②の要件を満たしていること。 ① 秋田市に本社を有していること。 ② 水量および水圧測定機器データの集計業務の実績があること。 (基本的要件については別に記載)

2 入札に関する事項

入札の日時 平成22年 3 月 9 日(火) 午後 1 時30分

入札の場所 秋田市川尻みよし町14番 8 号

秋田市上下水道局 別館

二階 会議室(庁舎 北側)

入札保証金 入札する者は、自ら見積もった入札金額の100分の 5 以上の金額を納付すること。

契 約 日 平成22年 3 月12日(金)

注 意 事 項 (1) 秋田市水道事業および下水道事業財務規程および入札心得を遵守のうえ、入札に参加すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を 1 回に限り行う。

(4) 落札者となるべき同価格の入札者が 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。

3 上記業務に係る基本的な入札参加要件

(1) 租税に滞納がないこと。

(2) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。

(3) 銀行取引停止等の事実があり、経営と信用が不健全である

と認められる者でないこと。

(4) 秋田市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中でないこと。

4 入札参加申込みに関する事項

(1) 入札に参加を希望する者は、平成22年 3 月 2 日(火)までに、次に掲げる書類を提出し、秋田市上下水道事業管理者の審査のうえ、一般競争入札参加資格証の交付を受けなければならない。また、その審査内容（過去の実績等）によっては、入札保証金を免除する場合がある。

ア 秋田市登録業者（財政部契約課）のもの

(ア) 入札参加申込書（様式 1（省略））

(イ) 実績調書（様式 2（省略））および契約書等の写し

イ 秋田市登録業者（財政部契約課）ではないもの

(ア) 入札参加申込書（様式 1（省略））

(イ) 実績調書（様式 2（省略））および契約書等の写し

(ウ) 法人登記簿謄本の写し（入札参加申込書を提出する日を基準として 3 か月以内に発行されたものに限る。）

(エ) 直近の事業年度の法人市民税および事業所税の納税証明書（領収書の写し又は口座振替済通知書の写しでも可）

(2) 申込書等の提出

申込書等は持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

(3) 申込書等の受付

申込書等は、次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 平成22年 2 月19日(金)から平成22年 3 月 2 日(火)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時まで

イ 受付場所 秋田市上下水道局総務課管財係

ウ 申請用紙 秋田市ホームページ（上下水道局）から入手

すること。

上下水道局ホームページ

<http://www.city.akita.akita.jp/city/ws>

5 設計書および仕様書の閲覧に関する事項

- (1) 閲覧期間は、平成22年 2 月19日(金)から平成22年 3 月 8 日(月)までの土曜日および日曜日を除く毎日、午前 9 時から午後 4 時までとする。
- (2) 閲覧・貸出し場所 秋田市上下水道局総務課管財係
- (3) 設計書および仕様書等は、上下水道局ホームページにも掲載

6 入札参加資格証の交付に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加要件を満たしている者には、平成22年 3 月 5 日(金)に一般競争入札参加資格証を交付する。

7 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問い合わせ先
秋田市上下水道局総務課管財係
電話 018-823-8434

秋田市上下水道局公告

秋田都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和51年秋田市条例第19号）第 5 条の規定に基づき、受益者負担金の賦課対象区域を定めたので、次のとおり公告する。

平成22年 2 月25日

秋田市上下水道事業管理者 内 山 真 次

賦課対象区域

河辺和田字式田の一部（別添図面（省略）に表示された施工箇所面に面した土地又は排水可能となる土地で、下水道認可区域内にある土地）

土地開発公社公告

秋市土開公告第 2 号

平成22年 2 月 8 日午前10時30分秋田市役所会議応接室に秋田市土地開発公社理事会を招集する。

平成22年 2 月 3 日

秋田市土地開発公社

理事長 多 田 正 明

付議案件

秋田市土地開発公社所有地と市有地の交換の件